



令和4年第2回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月8日（火曜日）

○議事日程

		議長開会宣言（午前10時）
		所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第1		会議録署名議員の指名について（4番・5番）
日程第2		会期決定
		諸般報告
		議長諸般報告
		村長行政報告
日程第3		一般質問
日程第4	議案第14号	令和3年度占冠村一般会計補正予算（第8号）
日程第5	議案第15号	令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第6	議案第16号	令和3年度村立診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第7	議案第17号	令和3年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第18号	令和3年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第19号	令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第20号	令和3年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第21号	令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	小尾雅彦	林業振興室長	根本治
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	阿部貴裕

職員厚生担当係長	坂本龍哉	財務担当主幹	鈴木智宏
税務担当主幹	佐々木智猛	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	橘佳則	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室主幹	高桑浩	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	後藤義和	戸籍担当主幹	佐久間敦
国保医療担当主幹	小瀬敏広	保健予防担当主幹	岡本叔子
国立占冠診療所主幹	上島早苗	社会福祉担当主幹	野原大樹
介護担当主幹	細川明美	子育て支援室主幹	森田梅代
(教育委員会)			
教 育 長	多田淳史	教 育 次 長	平川満彦
学校教育兼総務担当主幹	松永真里	社会教育担当主幹	蠣崎純一
(農業委員会)			
事 務 局 長	小尾雅彦		
(選挙管理委員会)			
書 記 長	三浦康幸		
(監査委員)			
監 査 委 員	木村英記	監 査 委 員	下川園子
事 務 局 長	岡崎至可		

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡崎至可	事 務 補	三ツ谷陸翔
---------	------	-------	-------

開会 午前10時

---

### ◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから令和4年第2回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

○議会運営委員長（小林 潤君） 皆さまおはようございます。3月2日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日8日から15日までの8日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、4番、細谷誠君、5番、下川園子君を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり本日から3月15日までの8日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月15日までの8日間と決定しました。

---

### ◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期定例会に付議された案件は、議案第1号から諮問第1号までの30件です。

2ページをお願いします。議員提案による案件は、意見書案第1号から意見書案第3号までの3件です。説明のため出席を要求したところ通知のあった者の職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

令和4年第1回臨時会以降の動向になります。3ページをお願いします。1月25日令和4年第1回占冠村議会臨時会から記載のとおりです。

審議資料の5ページから6ページは、令和3年度、令和4年1月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） 村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありませんので行政報告をいたします。審議資料

4 ページになります。

1、報告事項。本日配布の資料をご覧くださいと思います。(1)新型コロナウイルスワクチン接種について感染力が強いオミクロン株による新型コロナウイルス感染症は、令和4年1月以降道内全域において感染者数の急激な増加をみせ、その対策として1月27日から北海道へのまん延防止等重点措置が適用されました。

占冠村では、1月23日からの累計で100名を超える感染者数となりました。感染者数の増加により村民の皆様には、ご心配をおかけしておりましたが、陽性者が確認された場合には、家族や職場等において濃厚接触者及び感染の可能性がある方を速やかに調査し、保健所や職場管理者が必要な感染対策と拡大防止に向けた対応を行ってまいりました。

村関係施設においては、感染が確認されたトママ保育所において1月31日から2月3日まで利用休止の措置をとったほか、占冠中学校においては、3月3日から9日までを臨時休校とし、感染拡大防止の対応をとってきたところです。また、村が実施する事業等についても内容や参加者等を考慮し、一時中止や感染対策を講じながら実施するなどの対応をとってまいりました。

感染予防や重症化予防のためのワクチン接種の状況につきましては、現在3回目の追加接種を進めております。2回目接種日の6カ月後からの接種が可能であり、昨年12月24日の医療従事者等のワクチン接種から始まり1月31日からは、65歳以上の高齢者、3月7日からは、一般のワクチン接種と順次進めてきており、3月末までには、概ね希望者の接種が終了する見込みであります。

また、新たに1回目、2回目のワクチン接種を希望される住民に対しては、3回目追加

接種期間中に実施してまいります。

5歳から11歳までの小児用ワクチン接種につきましては、副反応に対する適切な初期対応ができるよう小児科がある富良野協会病院での接種に向け現在準備を進めているところであります。

以上、新型コロナウイルスワクチン接種に係る報告といたしますが、引き続きマスク着用、手指消毒、3密対策など基本的な感染予防対策をしていただきますようお願いいたします。

(2)根室本線対策協議会の協議状況について。令和3年第4回占冠村議会定例会(9月)以降の根室線富良野～新得間に関する協議状況についてご報告申し上げます。

J R北海道より申し出のあった根室線富良野～新得間の鉄道存続を含めた鉄道のあり方の協議については、令和3年7月6日開催の令和3年度根室本線対策協議会総会において協議を開始することについて確認し、J R北海道、北海道、関係4市町村で協議を進めてまいりました。

路線のあり方については、生活面・観光面・物流面の3つの側面から検討・協議を進めてまいりましたが、令和4年1月28日開催のJ R根室線富良野～新得間関係市町村長会議において①鉄道利用が年々減少傾向にあること。②観光事業者による活用が難しいこと。③災害時の代替ルートの可能性がほぼ無い状況にあることに加え、J R北海道から鉄道を存続する場合に求められた年10億9千万円を関係者が負担することは、困難であるとの判断に至りました。

今後は、鉄道の代替となるバス路線について利便性や持続性などを考慮しつつ検討を進めていくこととしており、延期となっている住民説明会での意見聴取、バス転換した場合

のJR北海道からの支援内容も含めて最終的な判断をしていくこととしています。また、協議としましては、期限を設けないことを前提としておりますが、平成28年の豪雨災害以来、東鹿越～新得間が代行バス運行となっており、利用者の不便が続いていることから、早期にバス路線協議を進めていきたいと考えております。

根室線存続を期待し、対策協議会に参加した本村にとっては、大変残念な思いは残りますが、村民の地域公共サービスが低下しないよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、主な用務等ですが1月25日、令和4年第1回占冠村議会臨時会以降の行動につきましては、記載のとおりでございます。

入札の執行はありませんでした。以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで行政報告は終わりました。

---

### ◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、一般質問を行います。質問の通告がありますので発言を許します。2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは、水田活用の直接支払交付金について質問させていただきます。

水田活用直接支払交付金については、過去遡れば昭和44年というところから始まっておりまして、その当時言葉は減反制度という言葉を使われスタートしております。これが昨年の12月いきなり水田交付金見直し決定というような大見出しで新聞報道されたというところで、村内農業者においては激震が走ったというところです。

中身については、従来国から3万5千円、

反当り、10アール当たり支払われていたものがそのまま牧草地ということであれば、とりあえず5年間は1万円を払いましょうと。その間に様々な方策を検討くださいと。更にその後5年後には水張のない水田用地については、一切この制度から対象外となりますというようなすごい内容のものを突き付けられているという現状にあります。この現状について本村において影響を受ける農家戸数と減収試算は、どのように考えておられるかまず伺いたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。これまで農家の皆さんは、国の減反政策に協力をし、水稲作付をやむなく辞めてきたという長い歴史があり、産地交付金も年々減額されてきました。この国の一方的な見直し措置は到底納得できない内容であり、村としても非常に遺憾であると感じております。

ご質問の本村で影響の受ける対象農家戸数は、12戸中11戸で、転作田利用は酪農畜産経営の飼料作物が生産されています。1年途中で播種から収穫までを行わない牧草地は、10アール当たり1万円に減額される内容で減収試算は、令和8年まで5年間水田活用直接支払交付金を受け続けた場合、マイナスの1億8200万円となります。また、令和5年度までの時限である畑作推進交付金として高収益作物転換単価10アール当たり17万5千円を受けた場合は、マイナスの9700万円で、同様に飼料作物転換単価10アール当たり10万5千円を受けた場合マイナスの2億3600万円となります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今、村長の答弁でもありましたように、この5年間見たときに非

常に大きな金額の影響金額、農家戸数的には12分の11というようなところですが、今畑作転作というのも一つの道でしょうというような形が示されていると。ここで問題となってくるのは、それに付いていける規模の体力のある農家さんについては、ご苦労は多々ある中でも何とかしのげる、付いていけるのかなという部分もあるのですが、大半の農家というのは、実は中小、特に小の農家さんにはそう簡単に転作やりなさいと言われても、投資するだけの体力がない。どうやってそれに付いていけばいいんだと。一方的に畑作すれば、「10アール当たり10万払いましょう」「畑作やってくださいよ」とそう言われてしまっても新しいことに取り組むには機械設備、農地の整備のし直し、莫大な資金が必要になってくると。それにどう付いていけばいいんだと。この12戸の農家が一つの企業体、事業体になっていれば、いろんな方策も見えてくる部分もあるのかもしれないが、しかしながらなかなか具体的には5年といえどもその5年なんてないですね。2年くらいを見ておかなきゃならない。その中で急遽そのような見直しに付いていけるのかと問題あるかと思えます。そういった中で想定されるのは、農業の放棄、農業廃業します。また次世代の方に中小企業の方もなんとか繋いでいきたい、農地を活かして農業をやってもらいたい。今村でも取り組んでおります新規就農の方も含めての話です。そういった方々にやってもらうにしてもとにかく資金の手当て、なんでもかんでも村から100%補助できることではないので、やっぱりこういった様々な条件を鑑みたときに将来見えてくるものが農地の放棄なんてとんでもない状況が見えてくるのかなと。先人の方々が鶴川水系、双珠別水系でご苦労されてやっとのことで勝ち取った水利権、また莫大

な借金を抱えた中で取り組んだ水田造田、今前段にありましたように国の政策に協力し減反政策と、はるか50年は経てはきてますが、こういった農地を誰が守っていくんだということを考えてみたときに今後行政としてどのような取り組みを図っていくのか考えをもう一度村長に伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 上川管内含めてこのことによる交付金が大幅に減額をされるという実態をつぶさに聞いております。上川北部、中部含めて農協の存続すら大変になるんじゃないかというようなお話もされている首長もいらっしゃいます。そういった中で本村としても今後富良野沿線5市町村とともに国に対して要望活動を行ってまいります。今後5年間水張田を作らなければ交付金対象としないことから、地主並びに耕作者の理解をいただきながら協議してまいりたいと思っております。また、畑作へ転換したほ場に対し、基盤整備の補助事業を実施できるよう北海道に対しても要望を取り進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは、次の質問にまいります。

ふるさと納税の取り組み状況について伺います。今年度における取り組みの内容と、どのような成果が見込まれるのかについて伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） それでは、ふるさと納税の取り組み状況ということでご質問にお答えをしたいと思います。

ふるさと納税の今年度における取り組み状況でございますが、1月末までの寄附金額を申し上げますと予算額1千万円に対し1214万

4千円となり、本議会において214万4千円の増額補正を上程してるところでございます。

今年度の取り組みとしましては、生産者や事業者、あるいはふるさと納税サイト運営事業者との協議によりトラベル割引クーポンを返戻に加えるなど返礼品を28品目に増やし占冠応援団の獲得に努めてまいりました。

また、寄附金額は全額基金に積み立て寄附者が選択した事業へ充当しており、具体的には、平和体験学習派遣事業、保育所運営費、道の駅指定管理費、小規模多機能居宅介護施設管理指定管理、新規就農支援、メープルシロップ製造業務等に充当をしております。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により寄附額の減少がみられましたが、星野リゾート・トナムレギュラーシーズン券やトラベル割引クーポンなどの体験型返礼品は本村を訪れる機会を作り、更なる消費を生むなど寄附額には表れない経済効果も大きいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 当初金額目標1千万に対して早くも1200万を超えたと。ある意味朗報かなというところではありますが、しかしながら厳しい中で達成したというのは、様々な方々の努力の成果なのかなと思います。しかしながらそこには幾多の課題はあるだろうし、その課題に対して今後どのような改善取り組みを図っていくのか、トライしていくのか、そのへんについて考えをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村として様々な取り組みをしている中で、ある一定の課題、整理等は必要だと思いますし、課題ということでの質問でございます。

人口減少による税収減への対応や地方と大

都市の格差是正を目的としてスタートしたふるさと納税制度でございますけれども、地方の貴重な財源となる一方で納税額や返礼品の競争が過熱をしたことから募集適性実施基準、あるいは返戻割合の3割化基準、それから地場産品基準を設けるなど総務大臣による基準が厳格化されております。課題としては、地場産品基準があり、取り扱える品目に制限があることがあげられますが、本村としては、制度の遵守を大前提に新規寄附者やリピーターの獲得に努めており、新たな取り組みとして資源に限りのあるメープルシロップの先行受付を行い効率的かつ効果的な取り扱いができるよう現在試行しているほか、本村の返礼品の主力であるトラベル割引クーポンの更なる拡大についても協議を進めているところでございます。徐々にではありますが返礼品の数も増やしており、今後も業者等の協力によりまして返礼品の拡大に努めてまいりますが、ふるさと寄附金を単なる財源としてとらえるのではなく、本村のPRや地場産業の振興はもちろん、他地域に住む人たちの一過性でない関係づくりに繋げていかなければならないと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 今お話にありましたメープルシロップの取り組みについては、先行予約制度でいきたいというような、それなるべく取り込みをかけると、非常に重要なことだと思いますが、そこにいくにあたって返礼品として多分先行予約というような取り組みをされるということは、人気があるということなので、そこはブランド力というところを力入れるのかと思いますが、そのへん中心となって取り組まれるスタッフですか、どのような考え方でそこに取り組まれるのかありましたら伺いたいと思います。



○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 寄附額を増やす手法としてサイト数を増やすということも一つの方法であると考えておりますが、サイト数が増えることによる生産者や事業者の負担も勘案しながら進めていくことが重要であると考えております。今後も本村にとって有益な方法を模索しながら、占冠応援団の獲得に努めてまいりたいと思っております。

ちなみに令和3年度を見ますと、令和2年度に比較して延びたもの減ったもの等々ありますが、とうもろこし、あるいはメープルシロップ、それから星野リゾートのレギュラーシーズン券、それからヤフトラベルの割引クーポン券といったものが大きく延びているかと思えます。村としては、そういった中で去年は31品目についての寄附をいただいたという状況でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 3番目の質問にまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種というところで、表題で質問を事前提出させていただいてますが、5歳から11歳のワクチン接種については、先ほど行政報告の中で説明されておりますのでこちらについては省きたいと思えます。

2つ目の質問ですが、コロナについても世間報道等を見ますとパンデミックからエンデミックへと、要するに治療というところに重点を置いていけるステージに入ってくるのかなと予測されている中で、国内外から治療薬の認証というニュースも飛び込んできております。そういった中で、承認された治療薬、外国製、国内産、様々ある中で今後の村民の関心事項とするところは、治療薬の処方、要するに診療、処方薬の処方について具体的に

村内の診療所で診療また処方というのは、通常のインフルエンザ等の処方と同じような診療処方のような形でいく方向性があるのかどうかについて伺いたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 治療薬の承認、あるいは村内における処方が可能かというようなお話だと思えます。

令和4年2月10日現在の日本でのCOVID-19に対して適応のある薬剤は7薬剤であります。これらの薬剤は、それぞれ薬の効力が異なりまして、また病状の進行状況によっても投与される薬剤が異なっております。軽症状の大半は、自然治癒するため診療期間においては各薬剤の適応に従い、重症リスクが高い場合に薬物投与を検討することとされております。

経口抗ウイルス薬については、現在供給量が十分でないため一般流通は行われず、厚生労働省が所有したうえで、対象となる患者が発生した医療機関及び薬局からの依頼に基づき無償で譲渡されることが国の指針で示されております。

国の指針に基づき村としても対応してまいります。現状においては、村立診療所での薬の処方は行えないと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、藤岡幸次君の一般質問を終わります。

続いて、4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 大きく2つ質問させていただきます。

質問の1つ目ですが公営企業会計への取り組みについて。総務省では、公営企業について経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等に取り組むため民間企業と同水準の公営企業会計の適用を推進していますが本村の取り組みについて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員のご質問にお答えをいたします。

公営企業への取り組みについてということでございます。総務省におきましては、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促すため簡易水道、下水道について公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップを明確化し、令和元年度から令和5年度までの5カ年を拡大集中取組期間として設定をし、人口3万人未満の団体で公営企業会計を導入する動きが活発化しております。

本村では、占冠村簡易水道事業、占冠村下水道事業の2会計で令和3年度より公営企業会計適用に向けた準備を進めております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 適用にあたっては、複式簿記の専門知識が必要になると思いますが経理事務の負担増しも考えられます。どのように対応するのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 事務処理の対応についてのお話でございますけれども、現在システムの導入を検討しております。詳細については、令和4年度から5年度の業務の中で検討をしております。

その中でシステムの比較検討を行い、選定を行ってまいります。また、経理処理の外部委託も視野に入れた検討も行ってまいりたいと考えております。

全体のスケジュール間としては、令和4年度におきまして固定資産調査評価、5年度におきまして法令適用化に伴う事務手続き、令和6年度より公営企業法適用開始予定ということでスケジュール間を持って取り進めたいと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 公営企業会計の移行は、財政の見える化に繋がり原価計算などが行われることによって水道料金の値上げなど、むしろ住民の負担が増加することにならないか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 利用料の負担についてでありますけれども、国では経営比較分析を活用した経営企業会計の見える化を推進するんだということでございます。

見える化の徹底によりまして自らの経営の現状、課題を客観的に把握でき、経営が透明化されることで住民に資すると考えております。また、公営企業会計移行により経営状況や財産等を明確にすることで効果があるものとも考えております。持続的な経営の確保のための方策として料金収入の確保が上げられておりますけれども、国は公営企業会計移行に伴う見える化により料金水準を改定する根拠を明示し、一般会計からの繰り入れを抑制させるのが狙いであると考えられます。

料金水準の改定につきましては、各自治体の判断により現状で判断になりますので、現状で料金改定をする予定をしているわけではないということでございます。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） ただいまの村長の答弁にありましたように、一般会計からの繰入金金の取り扱いをどのようにするのかお伺いたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 現行の基金からの繰り入れ、あるいは一般会計からの繰り入れにつきましては、公営企業会計に移行してもそれぞれ繰り入れることの方針については現状と変わらないと思っております。基金の考

え方についても基金条例の目的と同様の経費に充てる場合においては、基金の運用が可能であると考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） それでは2つ目の質問に入ります。

道の駅防災対策と重点「道の駅」制度の活用について。9月定例会一般質問において道の駅防災対策について災害時に避難者を受け入れることができる一定程度の体制整備が必要と考えており、一時避難所として必要な物品の整理や運営方法について指定管理者とも連携し進めると村長答弁がありましたが進捗状況を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 道の駅防災対策との活用ということでの制度利用についてですが、先ほど議員おっしゃられた通り、そういった答弁をさせていただきました。その後現在の状況でございますけれども、占冠村では双珠別地区2箇所、それから中央地区3箇所、占冠地区2箇所、トナム地区2箇所の避難所を指定しています。

道の駅は村の避難所には指定されておられません。が、暴風雪等による交通障害、その他の災害に備え占冠村地域防災計画上においても防災上重要な施設として位置付け、災害時に万全を期すよう機能の維持、強化に努めるものとされております。道の駅が指定避難所であるコミュニティプラザと隣接しており、道の駅へ防災資材を移動、保管する必要性に乏しいと考えたこと、あるいは道の駅の指定管理業務に防災に関する事項が含まれていないことなどから、今のところ指定管理者と防災に関する協議は行っておりません。

実際問題、道の駅の駐車場における深夜の雪害対応については、村の防災担当者が現状

行っておりまして、この冬も深夜2回ほど現場対応にあたっているという状況でございます。

防災対応についても道の駅の管理に精通している指定管理者にできる限りご協力をいただきたいと思いますと考えておりますので、これを機会に改めて指定管理者と道の駅における防災対応について協議をさせていただきたいと思っております。これら課題、整理が遅れておりますけれども早急に前に進めるように努力をしまいたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 北海道で初めて2つの道の駅が1月31日登録廃止となりました。統合や施設の老朽化により機能が維持できないことが主な理由のようですが、一方でコンセプトが明確で魅力ある新しい道の駅が増えています。

道の駅「自然体感じむかっぷ」は、元々生活情報センター、ショッピングモールとしての施設であり、駐車場や施設内の導線も悪く特にトイレは利用者が一番多く利用するにも関わらず数が不足し長蛇の列となり衛生面でも利用者の不満を招いています。施設自体の老朽化により外壁の剥がれ、屋根からの水漏れなど深刻な状態にあります。

占冠村は交通の要衝でもあり、より多くの利用者が望める立地条件にあります。重点「道の駅」は、国土交通省が地方創生の核となる道の駅の優れた企画を選定し、重点的に応援を受けることができる制度で、選定されれば道路区域内の駐車場、休憩施設、トイレ、道路情報提供施設等は直轄道路事業及び社会資本整備総合交付金等の重点配分により国土交通省の支援を受ける事ができます。このような制度の活用などの考えはないか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 重点「道の駅」の制度の活用についてということでございますが、本村の道の駅につきましては、平成7年の竣工から27年が経過をし、老朽化が進んでいる実態があります。

議員ご指摘のとおり、道の駅の外壁に剥がれが見られたことから今年度において外壁補修工事を実施したところであります。また、昨年度発生した屋根からの水漏れなど老朽化による不具合もその都度対応し改善を図ってまいりました。

議員おっしゃるとおり、国土交通省におきましては、重点「道の駅」制度を創設し、優れた道の駅を関係機関と連携して重点支援する取り組みを実施しておりますが、現在重点「道の駅」制度を活用する具体的な計画はございません。道の駅の機能強化は進めたいとその思いはありますが、重点「道の駅」制度については、状況に応じて活用を検討してまいりたいと思っております。

また、以前より言われております土地の問題等々まだまだこの条件整備が必要なのかなと思っております。様々な課題を解決しながら前に進めてまいりたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、細谷誠君の一般質問を終わります。

続いて3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

除雪車による村道・マンホール破壊についてということです。中央基線と北1線が交差する、XXXXXXXXXX付近でおきた除雪車の事故であります。現在、片側1車線を通行止めにして部分的に通行止めにして現在、村道使用がされています。

まず1点目に質問をいたします。除雪作業の初期段階、つまり初めての除雪作業に入って当然、事業者のほうから安全作業の指導を十分に受けて作業が始まったと理解していません。このそういった初期段階の事故がどうして起こったのかまず伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをしたいと思います。

除雪車による施設の破損ということで交通に大変ご迷惑をおかけしておりますことをお詫び申し上げたいと思っております。

事故発生についてでございますが、令和3年11月27日、土曜日、午前7時頃発生しております。村道等管理委託業務において除雪作業中に村の公共下水道マンホールの受枠に除雪車の汎用ブレードを衝突させ発生した事故になります。降雪の始まり時期ということもあって様々な障害物等の十分な点検、あるいは注意心、それからスピード等の制限、あるいはそういった丁寧さを欠く中から、こういった事故が発生したのかなと考えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 2番目にこの問題について質問をしたいと思います。

この中央基線のあの道路については、地域住民の散歩コースであって多くの人たちが通行しています。特に高齢者等が多いわけがあります。丁度一番大事な交差点のところの手前のところでそういったマンホールの破壊等々含めて交通規制をされているということで、この事故による片側1車線について住民にどのように知らせていたのか。記憶では全く知らされていなかったのではないかと。こちらのほうも情報の集め方が間違っていればそういうことですが、そういった大変

大切な道路、住民にとって大切な道路が使えないような状況。一部使えないとそういった形が起きた場合に住民にどのように知らせていくのか、知らせたのかどうか含めて答弁をお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 交通規制に関わる住民周知のご質問ということでございます。当初、事故後これほど長期間の通行止めになるという想定はしていなかったわけですがけれども、これは言い訳にすぎませんので申し訳ないと思っておりますけれども、標識の設置等の処理で終わっておりまして、通行規制の住民周知は行っておりませんでした。道路管理者として道路の円滑、安全な交通の確保のために速やかに住民に周知を行う必要があったと反省をしております。

また、地先の方、通行される方には、長期間にわたりご迷惑をおかけして大変申し訳なく思っているところでございます。このマンホールの復旧に日数がかかったということでございますけれども、損傷箇所を調べますとマンホール蓋、あるいは受枠、中間枠、それからコンクリートスラブ枠というコンクリート製でございますが、それぞれスラブ枠が特注品でありまして事故後資材の発注を行いましたけれども、資材納入まで予想以上の日数がかかりました。現状においては3月1日、2日で復旧を終えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） この事故発生時にこの近所というか、この付近に住んでいる人たちの住民の人たちは、かなり大きな事故の音を聞いたと、こういうことになっています。問題はそこでこの事故による運転手等含めて同乗者等のケガ人が発生したのかどうか、か

なりの大きな音ということですので、そのへんが大変心配なんですけれども、そのへんどのようにしているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） この事故によりますケガ人でございますけれども発生当時同乗者、助手でございますが負傷をしております。負傷の状況については、事故の衝撃により前頭部を車両フロントガラスに強打し事故直後、富良野協会病院にて検査を受け、異常なしという診断を受けておりました。しかしながら本人の体調がすぐれないということで現在通院治療中でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 次に、この事故による除雪車の修理代等はどこで払うのか、支払いが発生するのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 車両の修理代につきましては、この請負事業において車両等を村が貸し付けをするということで村が共済保険に加入をしておりました。従いまして村が加入している共済保険で修理代を保険で支払うという状況でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 次に、道路の舗装、マンホール等の破壊これらについて修理代はどこで支払うのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 車両につきましては、貸し付けをしておりますので先ほど村が保険を払うと。その作業に関わる対物的な事故等含めた保険については、事業者が入ることになっておりますので受託業者であります事業者が全額支払うこととなります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 最後にこの問題についていろいろそれぞれ事業体、それから村の対応含めていろんな課題というか、今後の課題が明らかになるだろうと思っています。当然、村の機械、器具を使ってこういった大切に作業を実施するよう指導すべきであると思っていますし、もちろんしていると思っています。また、安全作業について企業に入って積極的に事業開始前に発注側として責任をもって指導をしていくということは、そこに事業体と発注側の緊張関係を作って働く人たちのそういった認識に基づいていろんな安全基準法を遵守して作業を行って事故のないような形を作っていかなければならないと考えています。このへんについて今後村の取り組みを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） こういった事故防止、あるいは仕事のやり方等含めてしっかりした指導というお話でございます。この事業につきましては、冬期除雪作業開始前に安全大会を実施しておりまして、除雪車安全施工ガイドにより除雪車に乗る前の基礎知識、準備、車両点検や機材の取り扱い及び丁寧な除雪に努めるよう指導を行っているという状況になっております。今般の事故に際しましては、改めて私から事業者にも車両等を大切に扱うこと、それから除雪は丁寧な作業に努めるようということで指導をいたしております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、五十嵐正雄君の一般質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時2分

再開 午前11時15分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。6番、

小林潤君。

○6番（小林 潤君） それでは、コンプライアンス意識を高めることについてということで一般質問をしていきたいと思います。

隣町の南富良野町長が2月14日に逮捕されるという残念な事件が起きました。私は2月9日に富良野広域連合議会定例会でもお会いしており、ただただ驚くばかりでした。村長はじめ職員も同じ気持ちだと推察いたします。この件については、ただ驚くばかりではなく、このことを対岸の火事として見るのではなく、今まで以上にコンプライアンス体制を築くことが重要なことだと思っております。

それで直接村での不祥事ではないのですが、この件を契機により対岸の火事というのではなく、今一度普段村長はじめ管理職、職員も緊張感、倫理観をもって業務遂行しているわけですが、その今まで以上にコンプライアンス意識を高めないとならないということで、あえて一般質問をさせていただきました。

まず、一つ目です。これも村長の政策に対するの質問じゃないので村長としてもなかなか答えづらい部分あるかもしれませんが、村長がこの一連の報道を見て何を感じたかというのを率直なところのお話を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。議員ご質問の件でございますけれども、議員と同じくまさかとの思いでただただ驚くばかりでございました。長年職員として、また首長として親交がありましたので大変残念な思いであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） それでは、次に移ります。今回の件のことを受けて村の管理職や職員に対して表題にありましたコンプライア

ンス意識を高める訓示というか重苦しい表現になってしまいますけども、行ったかどうかというのを伺いたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 本件の件に関わっての職員のコンプライアンスということでございます。もとより法令遵守は公務員の当然の責務でありまして、今回の事件にあたって特別な訓示等は行っておりませんが、常々年末年始から年度初めにおいて職員としての心構えなどに関する訓示を行い法令遵守に向けた注意喚起を行っております。これを機会に改めて自分も含めて襟を正してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） 次に、今村長の方から答弁があったんですけども、職員のコンプライアンス意識を高めるために具体的な方策を検討する考えがあるのかについて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 具体的にそういった意識の向上あるいはコンプライアンスを高めるということの取り組みでございますけれども、コンプライアンス意識を高めるための方策の検討に当たっては、その内容、頻度、対象とする職員等の範囲の切り分けなどを考慮する必要があるものと考えております。コンプライアンス遵守の方策には実に様々なものが考えられますが、まずは、職員研修の一環として取り組むのが良いのではないかと考えております。新年度におきましては、市町村研修センターや北海道町村会主催のコンプライアンス研修会での積極的な参加を促すなど様々な研修機会を確保してまいりたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） ただいまの村長の答

弁を伺いまして、私も正にその通りだと思います。やはり今回の件、最初私申し上げました通り、このことをやはり対岸の火事という捉え方じゃなくて、これを契機に私たち議員もそうだし、村長はじめ三役の方、職員の方もそうです。日頃より緊張感、倫理観を持って職務遂行をしているのは、重々存じ上げております。今一度この件について我が町には関係ないんだよというようなことだけは考えないで、これを教訓に今一度高い倫理観を持っていくということで、私もそういうことでやっていくということを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤君の一般質問を終わります。

続いて1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。

今回住民に対しての情報公開ということで村長に答えていただきたいと思って質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症流行して2年余りになります。現在第6波ということで村内にも感染者が確認されているところで今日の行政報告にも人数が把握されておりました。村民個々が十分感染予防を行っているからというものではないと思いますが、村からの情報発信が2月末に一度あったきりオミクロンに対しては、こういう情報公開でした。ここ細かに報道がされているのが住民として知識の中に入れるのが道新の報道のみということでございました。2月中旬の報道で住民に感染者が出ているということが伝えられた。これは村からではなく新聞報道ということで発生から一カ月も経ってから村から報道されるということで遅すぎるのではないかと私感じました。今発生しているオミクロンは、子供に感染力が

多く出ているということで感染力の強さが2日を待たずしてうつるということを経からも道からも報道されておりますけども、これにもかかわらず村内で発生しているのに注意喚起はまあ個人情報ですので誰々がうつったという報道はいらなと思いますけども、注意喚起を出しているからということで、すべきでなかったのかなと思っております。最初のデルタ株に関しては、会議のたびに周知されていたのかなと理解していたのですが、今回は一向に情報公開がなされませんでしたので、その件に関して村長どの様にお考えなのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症対策における住民周知についてであります。これまで村としては、北海道における感染防止基本方針の変更の都度、住民の皆様へに感染防止対策へのご協力や公共施設等の利用制限について周知をしてまいりました。2月22日付の行政区回覧におきましても北海道へのまん延防止等重点措置の適用が3月6日まで延長されたことを受け、皆様に改めて感染防止対策の徹底についてご協力の呼びかけをしてきたものであります。また役場内や村関係施設で感染者が確認された場合には、速やかに濃厚接触者等の調査や必要な感染対策と拡大防止に向けた取り組みを行うとともに、職員の感染状況や施設の利用休止措置について村ホームページにて周知を行ってまいりました。北海道における感染者の情報公開においては、個人情報の保護に配慮し、個人ごとの公表をやめ、毎日の公表は振興局ごと、一週間の感染者数の累計は市町村ごとに公表しており、村としても住民や事業者における感染状況や個々の対応についての公表は、個人

情報の保護に配慮し行う考えはありませんでした。

住民の皆様には、自分の周りに新型コロナウイルス感染症がいるいないにかかわらず誰もが感染するリスクがあることをご理解いただき手洗いの励行やマスクの着用、3密を防ぐなどの感染防止対策の徹底をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 今の3密や手洗い、それはこの2年余り皆さん徹底されて行われていると思っておりますけども、ただ役場庁舎内関わらず今回は、学校、各事業所等で発生しているということで公表されないばかりに、それぞれがそれぞれの知り合いに誰々が出た云々という、それこそ個人情報が周りに変な伝わり方をするという意味で、それはちょっとよろしくないとは思っているんです。それで個人の名前云々というわけではありませんけども、村内に出ました、なのでなお一層注意を促しますという意味でも情報公開すべきでなかったかなと思います。村ホームページで公開はされていると今おっしゃいましたけども、村のホームページどれだけの方が見ているのか把握されてのホームページ公開なのかと思っております。ホームページを見ないの方が高齢化が進んでいる占冠村においては多いのではないかなと思っておりますので、回覧周知でいいとは思いますが事細かにというか週に一回なりこういう状況でありますということで公開する必要があるんじゃないかと思っておりますけど今一度伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 情報につきましては、様々な節目節目に住民回覧含めて情報提供をさせていただいてきております。そういった



中であるところで発生した発生しないというのが全道的に、言葉は悪いですけど犯人捜し、あるいは感染による誹謗中傷、差別、そういったことが占冠であまりないのかもしれないですけれども、やっぱり様々な分野でそのようなことがある中で、発表の仕方を工夫する中で、新聞あるいは北海道の指針に基づいて新聞報道もされていますし、村もホームページそれから回覧等でもこういったことになってますよということは、チラシを入れさせてもらっていると思うんです。より事あるごとということになりまして、どうしても人探しになっておかしな方向性に向かうということは他市町村でも多くみられているということで、それからいろんなところの病院だとか事業者さんからも「大変なんだよ」ということで「ぜひそういったことのないように協力してや」というようなことも直接電話等で依頼されたこともあります。そういった意味では村民が欲しい情報は即座に入らないという、そういった不安、不満は多少私も理解はするのですが、先ほども申し上げましたけれども誰もが感染をするんだという意識を持って感染対策をそれぞれがやっていただくという気持ちづくり、動機づくりが必要なのかなと思っていますのでよろしくお願いをしたいと思います。

あわせて保育所の件があって2月22日に村のチラシを入れさせていただきました。今回中学校の件もありましたので、それについても3月9日にそういったチラシを入れさせてもらうということで対応をしてみたいと。今後こういった情報をどういうふうに出すかということも含めて検討をしていく必要があるだろうと思いますけれども、最初に言ったように誰でも罹る感染症なんだということで、皆さんで罹らないための努力をしましょうと

いうことを基本にしながらよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） この感染症の情報公開というか住民周知は理解いたしました。

先ほど五十嵐議員が質問されておりました道路交通規制の情報公開もなかったということで、いろんな面で事細かに全部を情報公開してほしいと言っている意味ではなのですが、やはり住民に必要な情報というのは必要だと思しますのでそれを考慮して公開してほしいと私は思っておりますので、今一度先ほどの回答と同じになるかもしれませんが、もう一度お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほどの道路の問題につきましては、村のほうの手落ちということでお詫びを申し上げたところでございます。

様々な情報につきましては、適宜必要に応じて出せるものは出すという姿勢でまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって一般質問を終わります。

---

#### ◎日程第4 議案第14号から日程第11 議案第21号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、議案第14号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第8号の件から日程第11、議案第21号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第3号までの件、8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第14号については、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 議案書53ページをお開きください。議案第14号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第8号についてご説

明を申し上げます。

令和3年度占冠村一般会計補正予算第8号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ30億4300万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

以下、第1表歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。次の54ページをお願いいたします。歳入よりご説明申し上げます。

2款、地方譲与税、3項、森林環境譲与税は、10万円の増額。

6款、法人事業税交付金、1項、法人事業税交付金は、218万7千円の増額。

10款、地方交付税、1項、地方交付税は、9191万9千円の増額。

12款、分担金及び負担金、2項、分担金は、80万3千円の増額。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料は、9万9千円の減額。

2項、手数料は、4千円の増額。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金22万8千円の減額。

2項、国庫補助金279万4千円の増額。

3項、委託金80万円の減額。

15款、道支出金、1項、道負担金129万9千円の減額。

2項、道補助金40万8千円の増額。

3項、委託金12万7千円の増額。

16款、財産収入、1項、財産運用収入143万4千円の増額。

2項、財産売払収入53万7千円の増額。

17款、寄附金、1項、寄附金214万4千円の増額。

18款、繰入金、1項、繰入金1億243万2千円の減額。

55ページにまいります。20款、諸収入、3項、貸付金元利収入3万6千円の増額。

5項、雑入346万5千円の増額。

21款、村債、1項、村債810万円の減額。

歳入の合計は、700万円の減額でございます。

56ページをお願いいたします。歳出につきましてご説明申し上げます。

2款、総務費、1項、総務管理費1814万9千円の増額。

2項、徴税費30万円の減額。

3項、戸籍住民基本台帳費262万9千円の増額。

4項、選挙費50万円の減額。

3款、民生費、1項、社会福祉費50万円の減額。

2項、児童福祉費1248万1千円の減額。

4款、衛生費、1項、保健衛生費967万円の減額。

2項、清掃費527万6千円の減額。

6款、農林業費、1項、農業費15万9千円の減額。

2項、林業費64万3千円の増額。

7款、商工費、1項、商工費144万7千円の減額。

8款、土木費、4項、都市計画費190万円の減額。

10款、教育費、1項、教育総務費168万6千円の減額。

2項、小学校費229万円の増額。

3項、中学校費369万5千円の増額。

4項、社会教育費42万7千円の減額。

5項、保健体育費9万3千円の減額。

14款、職員費、1項、職員費3万3千円の増額。

歳出の合計は、700万円の減額でございます。

続きまして57ページ、地方債の補正につきましては、第2表のとおり1、追加分につきましては、公共事業等債の追加1本。

58ページにまいりまして2、変更につきましては、過疎対策事業債が計6本、緊急防災・減災事業債が1本、辺地事業債1本、変更しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。議案第15号、議案第16号、議案第20号及び議案第21号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書の87ページをお願いいたします。議案第15号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号の提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2520万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

91ページ、事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入です。

1款、1項、国民健康保険税は、287万2千円の減額。

92ページ、3款、1項、国庫補助金は、150万4千円の増額。

93ページ、4款、1項、道補助金は、1目、

保険給付費等交付金1149万7千円の減額。

94ページ、5款、1項、繰入金は、目の増減はございません。

95ページ、6款、1項、繰越金は、前年度繰越金で186万5千円の増額です。

次に、歳出です。96ページ、1款、1項、総務管理費は、財源振替です。

97ページ、2款、1項、療養諸費は、1目、一般被保険者療養給付費で1千万円の減額。

2款、2項、高額療養費は、1目、一般被保険者高額療養費100万円の減額。

98ページ、3款、1項、国民健康保険事業費納付金は、財源振替です。以上でございます。

続きまして99ページ申し上げます。

議案第16号、令和3年度村立診療所特別会計補正予算第3号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案第16号、令和3年度村立診療所特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8310万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

103ページをお願いします。事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入になります。

1款、1項、外来収入は、1目、占冠診療所診療報酬収入で100万円の減額。

1款、2項、その他の診療収入は、1目、占冠診療所諸検査収入90万9千円の増額。2目、トマム診療所諸検査収入100万円の減額です。

104ページ、4款、1項、繰入金は、1目、一般会計繰入金で300万円の減額。

105ページ、5款、1項、繰越金は、前年度繰越金で319万1千円の増額です。

次に歳出です。106ページをお願いします。

1款、1項、施設管理費は、1目、一般管理費で100万円の減額。2目、占冠診療所管理費10万円の増額。

107ページ、2款、1項、医療費は、財源振替です。以上でございます。

続きまして、147ページをお願いします。議案第20号、令和3年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1790万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

151ページをお願いします。事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入です。

1款、1項、後期高齢者医療保険料は、2目、普通徴収保険料46万2千円の減額。

152ページ、3款、1項、一般会計繰入金は、2目、保険基盤安定繰入金42万4千円の減額。

153ページ、4款、1項、1目、繰越金は、18万6千円の増額です。

次に歳出です154ページをお願いします。

2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金は、70万円の減額です。以上でございます。

次に155ページをお開き願います。議案第21号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第3号の提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計

補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2300万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

159ページをお願いいたします。事項別明細書によりご説明申し上げます。歳入です。

1款、1項、診療収入、2目、社会保険診療報酬収入は、4万8千円の減額。

160ページ、4款、1項、1目、繰越金は、8万8千円の増額。

161ページ、6款、1項、国庫補助金は、1目、歯科診療所国庫補助金で16万円の増額です。

次に歳出です。162ページをお願いします。

1款、1項、施設管理費は、1目、一般管理費5万円の増額。

163ページ、2款、1項、医業費、1目、医業費は、15万円の増額です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

**○議長（児玉眞澄君）** 続いて議案第17号及び議案第18号について、建設課長、小林昌弘君。

**○建設課長（小林昌弘君）** 議案書109ページをお願いします。議案第17号、令和3年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億450万円とするものでございます。

議案書114ページをお願いします。事項別明細書の歳入よりご説明申し上げます。

1 款、1 項、使用料、現年度分給水使用料 60 万円の減額。滞納繰越分 3 万 8 千円の増額。

1 款、2 項、手数料、審査手数料 7 万 5 千円の増額。指定業者登録手数料 9 千円の増額。

115 ページになります。4 款、1 項、繰越金、前年度繰越金は 39 万 2 千円の増額。

116 ページです。5 款、1 項、雑入、督促手数料 1 千円の減額。水質検査手数料 10 万 1 千円の増額。消費税及び地方消費税還付金 31 万 4 千円の減額。

117 ページです。6 款、1 項、村債、公営企業会計適用債 10 万円の減額。

118 ページです。歳出の説明になります。

1 款、1 項、総務管理費、共済費 23 万 8 千円の減額。需用費、印刷製本費は、3 万 1 千円の増額でございます。

119 ページです。2 款、1 項、施設管理費、普通旅費 4 千円の減額。需用費、消耗品費 9 万円の減額。燃料費 6 千円の減額。原材料費 1 千円の減額でございます。

120 ページです。4 款、1 項、施設建設費、簡易水道事業法適用化基本方針の策定及び固定資産台帳整備業務委託 9 万 2 千円の減額でございます。

議案書戻って 110 ページ、111 ページになります。補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

議案書 112 ページです。第 2 表、地方債補正、公営企業会計適用債の限度額を変更するものがございます。以上ご審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案書 121 ページです。議案第 18 号、令和 3 年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 380 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ 1 億 1530 万円とするものがございます。

議案書 126 ページをお願いいたします。事項別明細書により歳入をご説明いたします。

2 款、1 項、使用料、1 目、下水道事業は、下水道使用料で 10 万 4 千円の減額。2 目、浄化槽事業は、一般用 4 千円の減額。滞納繰越分 1 千円の減額。

議案書 127 ページです。4 款、1 項、繰入金、1 目、下水道事業、一般会計繰入金 30 万円の減額。2 目、浄化槽事業 160 万円の減額でございます。

128 ページです。5 款、1 項、繰越金、1 目、下水道事業、前年度繰越金 10 万 4 千円の増額。2 目、浄化槽事業は、前年度繰越金 20 万 6 千円の増額。

129 ページです。6 款、1 項、雑入は、浄化槽事業、雑入で 1 千円の減額でございます。

130 ページです。7 款、1 項、村債、2 目、浄化槽事業は、下水道事業債 200 万円の減額。公営企業会計適用債 10 万円の減額。

続きまして歳出です。131 ページになります。

1 款、1 項、総務管理費、共済費 20 万円の減額。

132 ページです。2 款、1 項、施設管理費、下水道費は、光熱水費 12 万 5 千円の減額。浄化槽費は財源振替でございます。

議案書 133 ページです。3 款、1 項、施設建設費、下水道費は、公共下水道事業等法適用化基本方針の策定及び固定資産台帳整備業務委託 7 万 5 千円の減額。浄化槽費は、個別排水処理施設設置工事 340 万円の減額です。

議案書お戻りいただきまして 122 ページ、123 ページになります。補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

124 ページになります。第 2 表、地方債の補

正でございます。下水道事業債、公営企業会計適用債の限度額を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第19号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書135ページをお願いいたします。

議案第19号、令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ550万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億910万円にしようとするものでございます。以下事項別明細書によりご説明申し上げます。

139ページをお願いします。歳入についてご説明します。

1款、1項、介護保険料において13万8千円の増額。

140ページをお願いします。3款、1項、国庫負担金において65万3千円の減額。

3款、2項、国庫補助金において1目、調整交付金から5目、介護保険保険者努力支援交付金の計で161万3千円の減額。

141ページ、4款、1項、支払基金交付金において1目、介護給付費交付金、2目、地域支援事業支援交付金の計で443万3千円の減額。

142ページでございます。7款、1項、一般会計繰入金において1目、介護給付費繰入金から4目、その他一般会計繰入金の計で補正額は、0となります。

143ページ、8款、1項、繰越金において106万1千円の増額でございます。

続きまして歳出にまいります。144ページをお願いいたします。

1款、1項、総務管理費は、財源振替です。

145ページ、2款、1項、介護サービス等諸費において1目、居宅介護サービス等給付費、3目、施設介護サービス等給付費の計で347万6千円の減額。

2款、3項、特定入所者介護サービス等費において200万円の減額。

146ページをお願いいたします。3款、1項、地域支援事業費において1目、介護予防・生活支援サービス事業費、3目、包括的支援事業費の計で2万4千円の減額でございます。

議案書136ページにお戻りください。補正後の額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質問者は、ページ数を明らかにし、質疑、答弁は、要点を明確に、簡潔に発言してください。

まず議案第14号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第8号についての質疑を行います。質疑はありませんか。6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 議案書の83ページ下段の方で小学校費の1目、学校管理費、10節で修繕料190万、次のページ84ページで同じく中学校費の1目、学校管理費、修繕料で206万2千円になっております。これ財源見ますと国道支出金で90万ずつとされているのですけれども、歳入で見ましたら67ページで15款、道支出金、2項、道補助金、6目の教育費道補助金ということで180万、今の予算で行けばそれぞれ道支出金ということで90万90万ということです。そして具体的な歳入での道補助金の学校等における感染症対策等支援事業という説明欄に記載があるのですけれども、先ほ

ど言いました修繕費190万と206万2千円。何の修繕かということを確認したいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長、平川満彦君。

○教育次長（平川満彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。議員おっしゃる通りこの予算については、道補助金を修繕費に充てているものでございます。修繕欄については、道教育費道補助金として歳入で180万、充当先としては、小学校費、中学校費に学校管理でそれぞれ90万歳出予算として充てております。

この補助金は、トمام学校前期課程、後期課程、占冠中学校、占冠中央小学校へそれぞれ95万円ずつ配分しており、補助金の要綱での上限額となります。この修繕につきましては、学校における感染症対策として比較的幅広く活用できるものですので、来年度の繰越明許費とさせていただきます、各学校の希望に沿うよう相談しながら運用したいと考えております。

また、中学校費につきましてトمام学校後期課程95万、占冠中学校で95万となっております。これで190万ですけれども、それを超える16万2千円につきましては、中学校の体育館の時計が故障しております、その修理に充てるものでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） ありがとうございます。今、小学校費の部分は、令和4年度への繰越明許ということで、そして中学校のところで修繕分の一部、占冠中学校体育館の時計の修繕ということで説明があったのですが、この中学校費の206万2千円も全額繰越明許扱いということでよろしいでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 平川満彦君。

○教育次長（平川満彦君） 説明不足で申し

訳ございません。中学校の体育館の時計の修理については、本年度行う予定になっております。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 84ページ、教育費、10款、3項、中学校費、1目、学校管理、10節、需用費の中の燃料費が128万5千と増額されておりますが、こちらについて当初251万7千円予算されている中で、12月に補正100万ほど、また今回補正ということで合計480万、今日の金額になるかと思うので、当初予算から見たときにずいぶん増額補正になり続けているなというところなんで、そのへんの大きな理由聞かせてください。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長、平川満彦君。

○教育次長（平川満彦君） 議員の質問にお答えいたします。84ページの燃料費、中学校費、学校管理の内の燃料費で128万5千円の増額のお話かと存じます。これについてはまず、占冠中学校の方で90万円、トمام学校の方で38万5千円を増額になっております。単価の変更もさることながら数量も2割程度増えておりますので、コロナの感染対策での換気などでおそらくストーブを頻繁に使ったのかなと解釈しております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 69ページ、財産収入の中の1目、財産貸付収入143万4千円の増額になっておりますが、これは何カ所かの村有地の貸付なのかなと思いますけれども、件数とそれぞれの金額をお願いいたします。

今の中学校の燃料、増額なんです。占冠中学校なんかトイレがよく凍結というか水が流れないので暖房を焚いて保温していると言っ

ているのですけども、そのへんの原因を確かめていらっしゃるのかどうか。これから燃料費高くなる恐れありますね。なので詳細に原因を確認して燃料費の削減に努めていただきたいと思いますので学校と検討していただきたいと思っておりますけども、そのへんの説明もお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長、平川満彦君。

○教育次長（平川満彦君） 質問にお答えします。燃料費の関係でございますけども確かに施設の老朽化もございまして凍結が何度か発生しているのは把握しているところでございます。燃料の削減には努めていきたいのですけれども凍結もあるので、そのへん両方見ながら検討を進めていきたいと存じます。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。議案書69ページ、財産運用収入、財産貸付収入の村有地等貸付料の件数内訳ということだったかと思っております。件数につきましては、細かい貸付け等も全てありますのでこちらで正確な数字をお答えすることはできないのですが、この数字のほとんどすべてが2件のみということで、1件が新しい旧雇用促進住宅の駐車場分の使用料、年額が入ってきたと、それが約20万円程度ということでございます。

残りにつきましては、トマムリゾートの売却の関係なんですけども、この令和3年度の段階では、第2分類を売り終わっている予定だったので第3分類の賃料しか計上していなかったんですよね。今一年間伸びたので一年分の賃料、いわゆる100万円程度だと思っておりますけれども多くもらったので、その多くもらった分をこの度最終的に計上させていただいた

ということでございます。以上でございます。  
○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第14号、令和3年度占冠村一般会計補正予算第8号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第14号は、原案のとおり可決しました。

次に議案第15号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号についての質疑を行います。質疑はありませんか。2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 93ページ、4款、道支出金、1項、道補助金、1目の1節で1100万円の減額が出ておりますけども、こちらの中身を伺いたい。

あわせて97ページ、2款、保険給付費、1項、1目、18節の負担金、補助及び交付金ということで同じく1千万ほど減額されております。こちらについての説明をいただきたいと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 藤岡議員のご質問にお答えしたいと思います。93ページの保



険給付費等交付金と97ページの一般被保険者療養給付費の1千万円の減額ですけども、これは今現在、療養給付費の減額が1千万ありまして、その分、交付金で療養給付金については入ってくるのですけれども、療養給付費が減ったことによって交付金も減ったということでございます。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 関連で再度お聞きしますけれども、要するに入りが減りましたよってそういう中身、説明だと思っておりますけれども、これ実際よく私なんか見ているとわからない部分というのが、例年例えば令和2年であれば補正が3600万ほど補正されてくる。今の歳入の部分ですね。令和2年で3600万、令和3年は、3900万と非常に結構まとまった金額が1回、2回に分かれる場合もあります。補正補正ということでトータルそういう3千万何百万、令和3年においては、4千万に近い金額で先ほどの歳入の部分もやっぱり3200万とほぼ3千万単位の補正が毎年続くのだけれど、この原因って元々の予測というのが立たないものなのかなと。要するに当初予定していたのだけれど歳入が当初の見込みより下がっていきましてよ。というような読みで、あわせて支出をもっとみたいなご説明だと思っておりますけれども、毎年3千万クラスの補正があるのであればなんかこうここに大元の数字の立て方に問題ないのかなというところなんです。逆にそれはちょっと何か理由があるのであれば聞かせていただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 療養給付費といいますのは、医療費ですよ。ですのでこれは前年度とか前々年度の実績に基づいて計算

して出しているものですから、なかなか見込みが立たないというのは、事実としてあるのかなと思います。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） なかなか見込みが立たないのはわかりますよ。ぴったりなんか医療費は出ないんだよというのはわかるんだけど、ちょっと今後以降ほぼなんか形が出てないかなというところがあるんですよ。ただ例えば毎年3千万なら例えばもうちょっと数字が常に乗っかっちゃった数字が最初から予算立ての中にあり、結果的に毎年3千万こうやって落としていくのであれば、ほぼこれ遡って調べていただければ令和元年とかね。ほぼ似たようなことやっているんじゃないかなという気がするのね。たまたま令和2年と令和3年しか見ていないですよ。なので多分入りの数字をもうちょっと精査する必要があるんじゃないでしょうかね。という質疑です。

○議長（児玉眞澄君） 暫時休憩をします。

休憩 午後1時38分

再開 午後1時38分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続行します。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） この療養給付費等交付金につきましては、先ほども申し上げたとおりこれまでの実績等に基づいて広域連合のほうで積算をして、ある程度決定をしてくれているという部分もありますので、それに基づいて予算計上しているというところもありますので、なかなか僕も以前担当していたことあるのですけれども、医療費というのは増減が結構ありまして、あまり少ないと急な支出とかもできなくなりますので、ある程度幅を持たせて予算計上しておく方が良いのかなと考えます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第15号、令和3年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号、令和3年度村立診療所特別会計補正予算第3号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第16号、令和3年度村立診療所特別会計補正予算第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号、令和3年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第2号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第17号、令和3年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号、令和3年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第2号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第18号、令和3年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第2号の件を

採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議案第19号、令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算第3号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第19号、令和3年度占冠村介護保険特別会計補正予算第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第19号は、原案のとおり可決しました。

議案第20号、令和3年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第20号、令和3年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第3号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第21号、令和3年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって議案第21号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会宣言

○議長(児玉眞澄君) 以上で本日の日程は、

全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日は、こ  
れで散会します。散会 午後 1 時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年4月5日

占冠村議会議長            児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員            細 谷        誠

占冠村議会議員            下 川 園 子

令和4年第2回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月9日（水曜日）

○議事日程

- 議長開議宣言（午前10時）
- 日程第1 令和4年度村政執行方針及び教育行政執行方針
- 日程第2 議案第1号 調停条項の一部を変更することについて
- 日程第3 議案第2号 財産の減額譲渡について
- 日程第4 議案第3号 占冠村行政財産の目的外使用に関する条例を制定することについて
- 日程第5 議案第4号 交流促進施設双民館の設置及び管理に関する条例を制定することについて
- 日程第6 議案第5号 占冠村一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定することについて
- 日程第7 議案第6号 占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第8 議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第9 議案第8号 占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第9号 占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第10号 占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第11号 占冠村公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第12号 占冠村営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第13号 上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について
- 日程第15 議案第22号 令和4年度占冠村一般会計予算
- 日程第16 議案第23号 令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第24号 令和4年度村立診療所特別会計予算
- 日程第18 議案第25号 令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第19 議案第26号 令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第27号 令和4年度占冠村介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第28号 令和4年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第29号 令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算

○出席議員（7人）

議長 8番 児玉眞澄君  
 2番 藤岡幸次君  
 4番 細谷誠君  
 6番 小林潤君

副議長 1番 大谷元江君  
 3番 五十嵐正雄君  
 5番 下川園子君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長 田中正治  
 総務課長 三浦康幸  
 農林課長 小尾雅彦  
 建設課長 小林昌弘  
 福祉子育て支援課長 木村恭美  
 会計管理者 合田幸  
 職員厚生担当係長 坂本龍哉  
 税務担当主幹 佐々木智猛  
 商工観光担当主幹 橘佳則  
 林業振興室主幹 高桑浩  
 環境衛生担当主幹 後藤義和  
 国保医療担当主幹 小瀬敏広  
 村立占冠診療所主幹 上島早苗  
 介護担当主幹 細川明美

副村長 松永英敬  
 企画商工課長 平岡卓  
 林業振興室長 根本治  
 住民課長 伊藤俊幸  
 トマム支所長 石坂勝美  
 総務担当主幹 阿部貴裕  
 財務担当主幹 鈴木智宏  
 企画担当主幹 竹内清孝  
 農業担当主幹 杉岡裕二  
 建築担当主幹 嵯峨典子  
 戸籍担当主幹 佐久間敦  
 保健予防担当主幹 岡本叔子  
 社会福祉担当主幹 野原大樹  
 子育て支援室主幹 森田梅代

（教育委員会）

教育長 多田淳史  
 学校教育兼総務担当主幹 松永真里

教育次長 平川満彦  
 社会教育担当主幹 蠣崎純一

（農業委員会）

事務局長 小尾雅彦

（選挙管理委員会）

書記長 三浦康幸

（監査委員）

監査委員 木村英記  
 事務局長 岡崎至可

監査委員 下川園子

○出席事務局職員

事務局長 岡崎至可 事務補 三ツ谷陸翔

開会 午前10時

---

### ◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は、7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

### ◎日程第1 村政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、令和4年度村政執行方針を議題とします。

村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 令和4年度村政執行方針について申し上げます。1ページをお願いいたします。

I、はじめに。令和4年第2回占冠村議定例会の開会にあたり村政執行に対する基本的な考えを申し上げ、議員各位をはじめ村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新たな変異株などにより終息を見通せない状況にある新型コロナウイルス感染症は、日本はもとより世界の経済や生活に大きな影響を与え続けています。

占冠村においてもこの2年間、地域活動をはじめ住民生活や農林業、観光産業、飲食業など地域の経済活動にも大きな影響を与え、将来への生活に不安さえ感じてしまう状況であると言っても過言ではないと思います。

そうした中、必ず元の生活が戻ってくることを信じ、この状況を乗り越えコロナ後の社会を展望しながら村づくりを進めていかなければならないと考えておりますのでご理解と

ご支援をお願いいたします。

今年、占冠村は、120年を迎えます。こうした状況でありますので大きなイベント等は計画していませんが、これまでの歴史を振り返り先人の方々の努力に感謝し、持続可能な地域となる決意を新たにするための記念植樹、占冠村100年記念のタイムカプセル開封等を行うこととしています。

コロナ後を見据えた住民生活を守る政策課題を進めるにあたっては、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめ、農林業、観光産業、飲食業などの経済対策、人と人が繋がり支え合う地域コミュニティの維持など越えなければならぬ課題も多くありますが、様々な機会を通じ、皆様からのご意見やご助言をお聞きし、より良い方向へ向かうため努力してまいります。

国においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながらコロナ後の新しい社会の実現に向けた中長期的な成長力強化を推進し、安全・安心の確保を柱として策定された国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策と脱炭素社会に向けた再生可能エネルギーの活用などを取り組むとしております。

占冠村を取り巻く情勢は、コロナ禍にあって様々な分野で乗り越えなければならぬことが多くあり、地域コミュニティや産業・福祉・教育の再生など元の暮らしを取り戻すところからのスタートとなります。

こうした中、財政的には国の予算配分は前年並みに確保される見通しですが、国土強靱化対策、社会保障費の増加など財政運営も難しい状況になることが考えられます。必要なところへは予算配分し、効率化を図りつつ財政の健全化を保ってまいります。

以下、令和4年度の主要な施策についてそ



の概要を申し上げます。

Ⅱ、村政執行の基本方針。村政執行の基本政策として村長就任以来、大きく3本の公約を掲げさせていただき、実現のため鋭意努力を継続しているところであります。

これまでも申し上げてきましたが、行政推進には課題解決のための継続性と現状把握による見直し、情報発信が必要であると考えております。

生活環境が大きく変化している中、最大限の行政サービスを享受できる安全で安心して暮らしやすい生活が実現できるように様々な行政課題に挑んでまいります。

次の事項を柱として進めることをご理解とご協力をお願いいたします。

第1、持続可能な地域づくり。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、想像を超え長期間となり、住民生活や地域経済の状況が大きく変化しました。

しかし、本村の持っている特性を生かした地域づくりを進める上で、農業、林業、観光業の基幹産業を中心として経済循環が図られる取組が必要との思いに変わりはありません。

農林業振興を考えると近年新たな農業者が様々な形で営農を行っている現状や今年度から新規就農を希望する2名の方が実習に入ります。

地域農業者との融合により新たな芽が育ってきている状況がありますので、この可能性を実現できるよう本村の農業に必要な支援をしてまいります。

林業では、森林環境譲与税を有効に活用し、林業六次産業化の取組継続と事業体の育成支援、雇用環境の支援を行うとともに、引き続き課題整理を進め、持続可能な森林づくりに向け取り組みます。

また、脱炭素社会に向けた再生可能エネル

ギーの活用をより前に進めるため「ゼロ・カーボンシティ宣言」を北海道、上川管内市町村と連携し宣言いたします。

観光業では、長引くコロナ禍においてトマムリゾートを中心として関連事業者では、大きな経済損失と雇用状況の悪化を招き、その影響は大きいことから経済活動を取り戻すための支援を行ってまいります。

導入が遅れている宿泊税については、観光振興を進める上で必要と考えており、引き続き関係機関や関係者との調整を進め、北海道の導入とあわせて実施できるよう進めます。

第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。村民が安全で安心して暮らすための基盤は、長引くコロナ禍において脅かされている現状にあります。そうした中であっても社会生活に配慮した地域医療の充実や福祉施策の拡充、高齢化社会が進む中での介護支援、急病に対応できる救急医療、地域交通体系の確保など住民ニーズに即した行政サービスは必要不可欠であり、要請に応えるため努めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種は希望者への接種を順次終えてきておりますが、今後予想される接種希望者へのワクチン接種の準備を進めます。

また、災害が多発している現状において様々な要因に対応した地域防災力を高めてまいります。

あわせて地域防災組織や地域協働ボランティア活動が行われ人々が地域で支え合う社会づくりが進んでいますので支援をしてまいります。

道東自動車道トマム・占冠インターチェンジ間の4車線化工事の着工にあたっては、住民の皆様への情報提供や説明会などの場を設け、安心・安全に配慮するよう努めてまいり

ます。

第3、未来を託す子どもの環境づくり。占冠保育所の新築、トマム保育所の改築が終わり、それぞれ1歳児預かり、2歳児からの保育が始まることとなります。

子育て支援による地域振興は、子どもたちが元気で健全に育つ環境をつくり、安心して子育てができることで定住意識を高め、地域の魅力を上げる大きな要素だと思います。

また、女性の社会活動への参加が広がり、人が集まり活気が生まれ、地域コミュニティへの影響は大きいのではと考えています。

そうした社会をつくるためにも、これまでも進めてきた医療費助成や周産期医療、母子保健など総合的に乳幼児から中等教育までの子育て環境整備が必要であり、支援制度の拡充に努めてまいります。

学校教育においては、コロナ禍に対応したGIGAスクール構想によるICT教育の充実、公設塾の拡大継続など、村で教育を受けたいと思える特色ある教育環境づくりをめざします。

また、国際交流や平和の村宣言に基づく平和教育も引き続き取り進めてまいります。

Ⅲ、主な施策。第1、持続可能な地域づくり。1、未来を拓く村政。(1)地方自治・地方創生の推進。昨年、制定から5年を経過した「むらびと条例」が現在の占冠村にふさわしいものであり続けているか検証を行いました。今後も村づくりの基本指針となる「むらびと条例」を最大限尊重し、住民参加と協働による村づくりを進めます。

また、第2期占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標達成に向け、ふるさと教育推進授業に取り組むとともに総合戦略の達成状況等について公表してまいります。

(2)新型コロナウイルス感染症対策。国内外で感染が拡大している新型コロナウイルス感

染症については、住民一人ひとりの感染防止対策の徹底をお願いするとともに、住民の安全・安心の確保に向け感染症の拡大防止に取り組んでまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、3回目の追加接種も概ね終えており、今後においても希望者が全員接種できるよう進めてまいります。また、5歳から11歳までのワクチン接種については、副反応に対する適切な初期対応ができるよう接種体制の確保に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、効率的かつ効果的な事業に活用してまいります。

(3)公共的空間の安全・安心確保。手指消毒や換気、ソーシャルディスタンスの確保など引き続き感染防止対策を継続するとともに、必要な施設整備も進めてまいります。特に老朽化が激しく学童保育や各種会議等での利用者も多い占冠村総合センターの改修を実施し、同時に村内避難所などのバリアフリー化に向けた調査・検討を進めます。

(4)切れ目ない行政事務の確保。役場庁舎内等でのクラスターの発生、災害時における行政サービスの維持継続のため、防災訓練やテレワークの検討などを進めてまいります。

2、経済循環が図られる基幹産業の振興。(1)農業。①酪農・畜産。農家の良質な粗飼料生産、作業効率の向上、労働力負担の軽減を図るため、道営草地畜産基盤整備事業による草地更新及び造成により安定した自給飼料生産を支援します。

串内牧場内に建設中の哺育・育成センターが本年4月一部供用開始により本村酪農家の生産頭数拡大が期待されます。

また、昨年エゾシカの食害により甚大な被害を受けたほ場を対象に侵入防止柵の設置を

検討し、鳥獣被害防止対策事業による予算を要求したところです。野生鳥獣被害が深刻化していることから捕獲強化に努めるとともに被害防止柵の設置を計画的に進めてまいります。

②畑作振興。昨年、国から示された水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う畑地化は、対象農家に対して大きな影響を与えることから、管内自治体とともに国及び北海道に対して見直し撤廃協議を継続してまいります。

農業振興事業及び中山間直接支払交付金事業により農家の生産基盤強化や農村の課題解決に向けた支援に取り組みます。

農業経営研究会が実施する農作物の消費拡大イベントや直売所の取組を継続支援してまいります。

③担い手対策。新規就農者対策として実習希望者2名の申し込みがあり、受入体制の確立と経営基盤の整備に向けて村新規就農者等支援対策事業により継続支援を行います。

また、昨年、国の新制度案が公表され支援対策が拡充されることから、村の単独補助政策の検討を行います。

高齢化に伴う離農や後継者がいない農家情報は地図による「農地の見える化」が求められていることから、人・農地プランを作成し、農業者はもとより農業委員会、農業協同組合等で農地の流動化に向けた議論を集約し、新規就農者や規模拡大農家への農地移行体制を構築してまいります。

(2)林業。①村有林の管理・経営。村有林の整備にあたっては、「占冠村森林整備計画」に基づき適切な森林整備に取り組みます。

また、持続可能な森林資源の循環利用を図りつつ、森林吸収源等を活かしたカーボンニュートラルやゼロ・カーボンの実現に向けた取組を進展させるため人工林の整備に努め、

主伐・再造林の実施により資源の若返りを加速化させるとともに、天然林の整備にあたっては、天然力を活用した更新を行うなど森林資源の適切な保全整備を進めてまいります。

②私有林の育成支援。森林所有者の負担軽減を図るため「民有林育成促進対策事業」等の助成を引き続き実施いたします。

また、森林資源の若返りを図ることを目的に森林施業プランナーが集約化した施業地において高性能林業機械を導入した森林整備を促進させていくための新たな施策として、森林環境譲与税を活用した「占冠地域林業振興事業」を実施してまいります。

③林業事業体への支援。持続可能で資質ある森林整備を継続的に行うためには、林業事業体における後継者の育成と定着化を念頭に、長期安定的な事業量の確保と作業における安全性の向上、就労者の居住生活の安定化を促進することが重要であることから、これらに繋がる新たな施策として「林業労働安全推進事業」及び「林業担い手対策事業」を実施してまいります。

④林業の六次産業化。これまで実施してきた薪やメープルシロップの生産・販売事業については、「しむかっぷ・村づくり寄附金」における返礼品として好評であることから、新たな試みとして先行予約を実践するなど有利販売に向けて取り組んでまいります。

また、今後も事業実施に際して必要な支援を継続いたしますが、各事業には経営実態等に関して様々な課題があることから、円滑な事業実施体制等の確立などのため、引き続き改善に向けて検討を行ってまいります。

(3)商工・観光・労働。①商工振興。新型コロナウイルス感染症の拡大により地域経済は甚大な影響を受けており、地域経済の回復などが今日的な課題となっております。国・北

海道などの支援制度を有効に活用するとともに、村商工会と連携し、人材育成支援事業や雇用支援事業など地域企業振興条例に基づく商工振興対策を進めてまいります。

②観光振興。道の駅や湯の沢温泉などの観光振興施設については、指定管理者をはじめ関係機関と連携し、利用促進と顧客満足度向上に努めるとともに、安全・安心な施設環境を確保します。

また、村の経済において重要な役割を担っているトナムリゾートとの定期協賛を継続し、リゾート振興と一体的に従業員等の移住・定住や地域コミュニティ環境の整備に努めてまいります。

コロナ禍において観光の減退が続いておりますが、密接や密集を避けた体験型観光が注目されていることから、各種関係者と連携し、豊かな自然環境を満喫できる体験型観光を推進してまいります。

③双民館。今年度より指定管理者制度にて施設運営管理を実施してまいります。これまでの農業振興対策に加えて体験型観光メニューの豊富化により施設の有効活用を図ってまいります。

④労働。引き続き労働相談員を配置するほか、富良野広域圏通年雇用促進協議会など関係機関と連携を深めながら労働者の生活の向上と働きやすい職場環境づくりを支援します。

3、地域特性を生かした集落対策、移住・定住・関係人口の拡大。(1)移住・定住。住民活動推進事業や自主創造プログラム、地域カフェ補助事業やトナム給油所指定管理など既存事業を継続するほか、空き家バンクの活用やマイホーム奨励事業等を推進し、移住・定住を促進してまいります。

(2)しむかっぷ・村づくり寄附金。去年は新型コロナウイルス感染症の影響による寄附額

の減少がみられました。事業者の協力による返礼品の拡大、受付の工夫などにより新規寄附者やリピーターの獲得、寄附額の増加に努めるとともに、ふるさと納税制度を活用し、地域の振興につなげてまいります。

(3)国際交流。昨年、アメリカ合衆国コロラド州アスペン市と姉妹都市提携の締結から30年を迎えました。新型コロナウイルス感染症の拡大により時期等の見通しは立っておりませんが、アスペン市長を表敬訪問し、今後における姉妹都市提携発展のため協賛を進めてまいります。

第2、安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。1、暮らしの基盤づくり。(1)道路。道路施設は、産業・経済活動の基盤であり、通勤や通学・買物など生活をする上でも必要不可欠なものであります。

道路の劣化、損傷した路面の補修、排水整備など道路環境の適切な維持管理に努めてまいります。

橋梁は、国のインフラ老朽化対策により、計画的に予防保全を行うための橋梁長寿命化修繕計画に基づく法定点検を行ってまいります。

(2)村営住宅。村営住宅は、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図ることを目的とした「公営住宅等長寿命化計画」、占冠村における住生活の安定の確保及び向上の促進を図ることを目的とした「住生活基本計画」の見直しを行ってまいります。

また、既存の住宅を良好な状態で使用できるよう維持補修を行い、快適性や安全性に配慮した改修工事や維持管理を継続してまいります。

(3)上下水道。簡易水道事業は、各施設の適切な維持管理を行い、安定的な水道水の供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、施設の適切な維持管理を行い、効率的、経済的な事業運営に取り組んでまいります。

また、上下水道会計は、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等のため、公営企業会計への移行が国から求められています。令和6年度の公営企業会計適用に向けて引き続き導入に向けた準備を進めてまいります。

(4)環境衛生。家庭や事業所から排出されるごみの減量化、再資源化は欠くことのできないものであり、村民、事業者、行政がそれぞれの立場でその役割を担うことが重要であります。

一般廃棄物最終処分場は、延命化工事を実施し、嵩上工事、水処理施設改修工事が完了しました。今年度より計量施設が稼働する事から、ごみ量の搬入実績の把握に努めてまいります。

これまでも村民の皆様のご協力により、ごみの分別や減量化に取り組んでまいりました。しかし、ごみステーションの巡回や最終処分場に搬入された埋立てごみを見ると、生ごみ、プラスチックなどの資源ごみが混入しており、ごみ分別の徹底と適正な排出など、あらためてルールが浸透するよう進めてまいります。

(5)地域交通。地域の足としてご利用いただいている村営バス、むらびと交通、巡回バスの運行につきましては、今後とも利用者の皆さんの声に耳を傾け、地域事情に即した持続可能な交通体系の形成に努めてまいります。

(6)地域協働への取組。有償ボランティア団体「ファミリーサポートセンター・しむかっぷ」は、地域協働における大きな存在となっています。引き続き事業に対し補助を行ってまいります。

また、住民活動推進事業により協働による村づくりを推進します。

(7)防災対策。村内各行政区における自主防災組織の設置支援を継続するとともに、各避難所への備蓄物資の計画的な配置を進めます。また、感染症対策にも配慮したより実効性ある避難訓練を実施してまいります。

2、地域医療の充実と住民ニーズに即した福祉施策。(1)高齢者福祉。コロナ禍の中、人との交流が少なくなり、地域の見守りが重要となります。地域包括支援センター機能を生かし、占冠村社会福祉協議会や民生委員、関係機関と連携を図りながらサービスの提供に努めてまいります。

小規模多機能型居宅介護施設「とま〜る」については、指定管理者と協議しながら持続可能な施設運営に努めます。

(2)障がい者福祉。一人ひとりが尊重され安心して暮らせるよう相談支援をはじめ、各種障害福祉サービスを継続してまいります。

(3)保健・医療。住民健診や保健師による保健指導を推進し、住民一人ひとりの健康意識の向上を図り、住民の健康づくりに努めてまいります。

また、各種がん検診の実施や疾病予防及び重症化予防のための定期予防接種を実施し、健康維持を図ってまいります。

母子保健につきましては、出産し、安心して子育てができるよう妊産婦健康診査費用助成や妊産婦の健診、出産における交通費等の助成を行う妊産婦安心出産支援事業、新生児聴覚検査費用助成を継続するとともに発達に応じた各種健診を実施してまいります。

また、今年度より3歳児健診において屈折検査を実施し、弱視の早期発見、早期治療に結びつけてまいります。

医療費の助成につきましては、重度心身障害者、ひとり親世帯及び18歳までの子育て世帯への医療費の無償化を継続し、負担の軽減

を図ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療給付費の動向を見据え、納付額に見合った歳入の確保に努めるとともに、特定健康診査や特定保健指導の実施により生活習慣病の重症化予防と改善を図り、医療費の抑制に努め、健全で安定的な国保運営に努めてまいります。

村立診療所及び歯科診療所については、村民が安心して暮らし続けられるよう引き続き地域医療提供体制の確保に努めてまいります。

第3、未来を託す子どもの環境づくり。1、子育て支援の拡充と1歳児保育の実現。保育事業については、占冠保育所の新築及びトマム保育所の改築を行ってきました。現行の対象年齢であります2歳児保育から1歳児保育に向けた体制整備を進めてまいります。

子育て応援事業について預かり時間を午前8時から午後5時30分に拡大し、女性が社会活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、村内のすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に必要な福祉支援を行います。特に要支援児童及び要保護児童への支援業務の強化を進めてまいります。

2、情報通信技術に対応した教育環境の整備。GIGAスクール構想の加速化により村内のICT教育環境の整備が進んでいます。

整備されたICT機器を最大限に活用しながら学習の効率化、情報活用能力の向上をめざしてまいります。

公設塾ステップアップサポートゼミについては、児童生徒の放課後学習支援のため、授業時間の増加など、実施内容を拡大しながら今後も学びの機会を充実させるため支援を継続してまいります。

3、特色ある教育。長きにわたり本村の特色ある教育として進められてきた平和体験学

習やアスペン市との短期交換留学は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら継続し、国際理解教育と国際平和を希求する心を育む教育を支援してまいります。

IV、行財政の概要。第1、行財政の運営。持続可能な地域づくりと安定的かつ良好な行政サービス提供を継続していくためには、自主性と自立性の高い行財政運営が必要となります。近年、本村においては普通建設事業等の財源不足を基金等の取り崩しにより対応してきており、基金の減少も課題となっています。その一方で住民生活に不可欠な事業や必要性、緊急性の高い事業については、優先的に実施していかなければなりません。

このような状況の中、本村の財政規律である「歳入に見合った歳出」を基本方針としながら、経常経費の削減等による財源の捻出、メリハリのある事業の実施等、効率的な財政運営に配慮しながら予算編成作業を進めてまいりました。

本年度も多額の経費を要する公共施設の修繕・改修を予定していることから、各種補助金や有利な起債の活用を検討するとともに、迅速な対応が必要なものについては、財源の確保を最優先としつつ、スピード感を持って対応してまいります。

また、限られた職員数で必要な行政サービスを維持継続していくためには、職員一人ひとりの能力向上が必要不可欠であることから、積極的な人材育成にも努めてまいります。

第2、令和4年度の一般会計、特別会計の概要。令和4年度占冠村一般会計及び各特別会計予算案の概要を申し上げます。

提案いたします予算規模は、一般会計26億1900万円。国民健康保険事業特別会計1億3870万円。村立診療所特別会計8110万円。簡易水道事業特別会計1億970万円。公共下水道

事業特別会計 1 億410万円。介護保険特別会計 1 億2620万円。後期高齢者医療特別会計1870万円。歯科診療所事業特別会計2200万円。8会計合わせて32億1950万円です。

前年度と比較しますと、一般会計 1 億9500万円。6.93%の減。特別会計1400万円。2.39%の増であり、全体で1億8100万円、前年比5.32%の減額となっております。

本年度の予算編成の考え方としては、「骨太の方針」と総務省の2022年度予算概算要求を参考としながら、地方交付税の若干の増額を見込んでおりますが、一般廃棄物最終処分場延命化工事など大型事業の完了に伴い、一般会計は、前年比93.07%で計上しております。

歳出においては、総合センター屋根防水・トイレ改修工事など必要かつ緊急性の高い事業を選択し、引き続き新規普通建設事業等の抑制に留意しながら財政調整基金及び特定目的基金の繰入金による財源不足に対する補完を行っております。

歳入の村税は、過疎地税制適用の終了などを考慮し、前年比14.64%の増額を予定しております。地方交付税は、普通交付税が1.82%の増額、特別交付税は、前年同額で計上しております。

繰入金は、財政調整基金 1 億3734万円、特定目的基金 2 億5245万 8 千円の繰入りで11.74%の増額計上としております。

村債は、昨年度の一般廃棄物最終処分場延命化などの大型事業向けの財源確保用の起債が減少することから、前年比65.36%の減額となっております。

歳出を性質別にみますと、人件費は4.18%の増額、物件費は0.81%の減額、維持補修費は4.31%の増額、扶助費は5.54%の減額、補助費等は0.39%の減額となっております。

公債費は7.31%の減額、繰出金は4.42%の

増額となっております。

令和3年度末見込みの基金残高は財政調整基金 2 億3215万2千円、特定目的基金は 5 億591万 6 千円を見込み、引き続き基金への積立を図り自主財源の確保に努めてまいります。

特別会計については、国民健康保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び歯科診療所事業特別会計の 5 特別会計が増額となっておりますが、2特別会計で減額となっております。

特別会計においても所要の経費の削減を図りながら基金への積立を行い、健全な事業運営を進めてまいります。

V、むすびに。以上、令和4年度の村政執行にあたりまして基本方針並びに主な施策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症を乗り越え、新たな社会生活に向かう1年となりますが、元の生活を早く取り戻し地域コミュニティが健全な状況になることを願うところです。

私自身は、2期目のスタートを切ることとなりますが、就任時にお約束したことを着実に前へ進め、地域を発展させることをめざし、新たな達成目標に向かって今後も村づくりを進め、議会、村民の皆様とともに情報を共有し、行政運営を行ってまいります。

行政を進めるうえで役場の果たすべき役割は重要であり、職員としてのスキルを高め、村民に信頼されるものでなければならないと思います。期待に応えられるよう頑張っておりますのでよろしく願いいたします。

むすびに、占冠村がこれまで培ってきた資源や財産を受け継ぎ、守り育てていくことで持続可能な地域として、すべての村民が報われる社会をめざし、「生まれて良かった」「育ってよかった」「暮らしてよかった」そして住

み続けたいと思える村づくりのため、これからも努力してまいります。

村議会議員の皆様並びに村民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月8日。占冠村長、田中正治。

---

## ◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 続いて教育長から令和4年度教育行政執行方針について説明を求めます。教育長。

○教育長（多田淳史君） 令和4年度の教育行政執行方針について申し上げます。

I、はじめに。未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中ではありますが、人口減少、少子高齢化に加え、グローバル化、情報化が急速に進展し、劇的な転換期を迎えているこのような時代の中で、私たちは情報を的確に捉え、主体的に社会に関わり、新しい時代に必要な資質や能力を身に付けることにより、活力ある地域社会、持続可能な社会の作り手とならなければなりません。

村民が笑顔で暮らせる持続可能なまちづくりを実現させるため、質の高い教育を提供することが重要であり、子どもも大人も学びを通じて輝くことができる生涯学習の教育環境を一層充実させるため、村長部局や関係機関との連携を深めながら所管する施策を執行してまいります。

II、学校教育の充実。教育を取り巻く環境も学習指導要領の改訂をはじめ、GIGAスクール構想の推進、特別な支援を必要とする児童生徒の増加など、例外なく劇的な変化を見せています。

新型コロナウイルス感染症の拡大など先行きが不透明な中であって個別最適な学びや協働的な学びを一層重視する教育への転換を図

ってまいります。

(1)確かな学力の向上。新型コロナウイルス感染症の影響により2年ぶりに実施された令和3年度「全国学力・学習状況調査」では小学校の国語、中学校では国語、数学ともに全国の平均正答率を上回る結果でしたが、小学校の算数において課題が見られる領域がありました。

本調査結果を踏まえて主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組を進めているところですが、義務教育学校、小中一貫校の強みを活かした連携強化をさらに進め、誰一人取り残すことのない教育活動の充実に努めます。

(2)豊かな心と健やかな体を育む教育の推進。基本的な倫理観や規範意識、生命の大切さや思いやりの心、美しいものに感動する心や自己肯定感を醸成させるため「考え、議論する道徳」授業の計画的・組織的指導や地域の一員としての自覚を高めるふるさと教育を推進してまいります。

また、子どもたちが生涯にわたって健やかに生きていくために全国体力運動能力等調査結果の分析と実態把握に基づいた体力向上活動支援、部活動等の課外活動に対する支援と環境整備、保護者や学校保健委員会と連携した基本的な生活習慣の定着と食育の充実など健康教育を推進してまいります。

(3)情報活用能力の育成と国際理解教育の推進。GIGAスクール構想の加速にも後押しされ本村の学校における通信環境の改善、児童・生徒一人1台端末の更新・整備が完了しています。

これらのICT機器を最大限に活用した授業・家庭学習を実施し、児童生徒の学習意欲を向上させるため、各校のICT担当教諭を中心に各種研修等を実施しながら、効果的な活用やそ



の機能を生かした指導方法の工夫を推進してまいります。

国際理解教育については、昨年新たに着任した外国語指導助手（ALT）を活用した保育所と小学校の接続を考慮した取り組みや、小中学校における外国語活動及び外国語科の指導の充実を図りながら国際理解教育を推進してまいります。

(4)義務教育学校・小中一貫校の充実。トマム学校は義務教育学校に移行してから5年が経過し、前期課程と後期課程のスムーズな接続と義務教育9年間の学びの連続性・系統性に基づいた学校運営をしてまいりました。

今後も地域・家庭・学校の相互の信頼関係を基盤に地域の特性を生かした教育の充実に努めてまいります。

占冠中央小学校と占冠中学校は平成30年度から小中一貫校の指定を受け教員の相互乗り入れにより小中連携に取り組んできているところですが、数年後には児童生徒数とそれに伴う教員の減少が予測されるため、さらに連携した取り組みが必要になってまいります。

小中連携部を中心とした教員の小中一貫教育に対する理解を深める機会の充実を図るとともに小中合同行事の実施に向けて協力・支援してまいります。また、義務教育学校の可能性についても協議・検討を進めてまいります。

(5)特別支援教育の充実。特別支援教育に対する理解が深まっていく中で、本村においても特別な支援が必要な児童生徒の増加や多様化が課題となってきました。

保育所、小学校、中学校への引継ぎの徹底と迅速な情報共有を図るため、特別支援教育連絡協議会、教育支援会議等を活用し連携強化に取り組んでまいります。

また、学校現場の声を聞き効果的な支援体

制を図るため、今年度も独自に特別支援教育支援員を配置して、児童生徒への個別支援を強化しながら特別支援教育を充実させてまいります。

(6)学校における働き方改革の推進。教職員が本来の業務に専念できるような働き方を推進するため、学校閉庁日や出退勤時間の見える化、定時退勤日の設定など負担軽減に努めるとともに、スクールサポートスタッフなどの外部人材を活用しながら業務の平準化や効率化を進めてまいります。

(7)教育環境等の整備の充実。村内学校施設の老朽化が進む中、国においては学校施設のバリアフリー化を加速させインクルーシブな社会環境を整備していくことが求められています。

老朽化施設の計画的な改修を進めながら村内学校のトイレのバリアフリー化に向けて具体的な設計業務を実施し、令和7年度までに全校の整備を完了させるため取り組んでまいります。

Ⅲ、社会教育の充実。占冠村の豊かな自然環境、歴史や文化、これまで形成されてきた村民相互の「つながり」を礎として占冠村らしい社会教育・生涯学習を推進し、第7次社会教育中期計画の目標である「“占冠愛”を育む生涯学習」に取り組んでまいりました。

今年度は計画の最終年度になりますが、引き続き村民一人一人が自発的かつ主体的な担い手となり地域づくりに参画できる環境を整え、目標の達成のために関係機関と連携するとともに次期中期計画の策定に向けた取り組みを進めてまいります。

(1)家庭教育の推進。家庭教育の自主性を尊重しながら、望ましい生活習慣、食習慣、読書習慣を定着させ、地域ぐるみで親子の育ちを支援するため、育成子ども会連合会、学校

支援地域本部などと連携しながら“占冠愛”を育む取り組みを進めてまいります。

また、放課後事業として実施している「ステップアップサポートゼミ」は隔週としていた中学1・2年生を毎週の実施に拡大するなど学びの機会を充実させてまいります。

「放課後キッズスペース」につきましても運営を継続し、内容の工夫充実に努めながら子育て支援を推進してまいります。

(2)生涯学習活動の推進。村民同士がともに学びあい、教えあう相互学習を通じて世代間交流を促進させるため、コミュニティスクールを拠点とした学校・家庭・地域が連携した取り組みを支援し、自主創造プログラム等の村民が主体となって村づくりを推進する事業に対し引続き積極的に支援してまいります。

また、清流大学の活動を通じて高齢者が持つ知識や技能、経験が地域づくりに還元され、歴史や伝統、文化が継承されるような取り組みをしてまいります。

(3)生涯スポーツの推進。少子高齢化の加速や健康体力づくりへの関心の高まりに伴い、スポーツに対するニーズが多様化すると同時に生活様式などの変化によりスポーツ離れや体力の低下が進んでいます。

村民が生涯を通してスポーツに親しみ、明るく豊かな生活を送るため、占冠村民スポーツレクリエーション大会の継続と関係団体と連携した運動機会の創出に取り組んでまいります。

(4)芸術文化活動振興と文化財の保護・活用の推進芸術文化の振興は地域に豊かさや潤いをもたらす、創造性のある地域の基盤となることから、自主グループ、文化団体への支援を継続するとともに今年度は札幌交響楽団による演奏会の実施など創造性と豊かな心が育まれるような優れた芸術文化に触れる機会の

提供に努めてまいります。

また、占冠村の埋蔵文化財や郷土資料等、地域に残された貴重な歴史資料の保護・活用について村民の皆さんの協力を得ながら郷土への理解と誇りを育む取り組みを進めてまいります。

(5)社会教育施設の充実。身近な社会教育の拠点として多くの村民が集い、学びをとおして交流の輪を広げ、既存施設の機能が最大限に発揮され、自主的・主体的に生涯学習活動に取り組む支援をするため、施設機能の充実を図ってまいります。

IV、おわりに。以上、令和4年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今年度においても新型コロナウイルス感染症による行事の制限や事業の見直しを余儀なくされる事態が想像されるころですが、悲観することなく収束を願いながら、学校教育の充実と生涯学習社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

村議会議員並びに村民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針とさせていただきます。

令和4年3月8日、占冠村教育委員会。

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって執行方針の説明を終わります。ここで、11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

---

## ◎日程第2 議案第1号から日程第14 議案第13号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第1号、調停条項の一部を変更することについての件から、日程第14、議案第13号、上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する

規約についてまでの件、13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号から議案第3号、議案第5号から議案第9号、議案第11号及び議案第13号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、調停条項の一部を変更することについてご説明申し上げます。

本件は、札幌地方裁判所平成28年（ノ）第1号調停申立事件に係る調停条項について次の理由により調停条項を変更したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の理由としまして、現下の新型コロナウイルス禍の状況に伴い、実務作業のために追加所要期間が必要となったことから、札幌地方裁判所平成28年（ノ）第1号調停申立事件に係る平成29年1月23日付け調停条項第1項の買取期限を短期間延期するものでございます。

変更内容につきましては、同調停申立事件に係る平成29年1月23日付け調停条項第1項の分類Ⅱ①②④⑤及び分類Ⅲ①②③の各物件の買取期限について、2022年4月8日までと変更するものでございます。

続きまして議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号、財産の減額譲渡についてご説明申し上げます。

本件は、札幌地方裁判所平成28年（ノ）第1号調停申立事件に係る平成29年1月23日付け調停条項を履行するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

減額譲渡をする財産の所在等は、議案書4ページから25ページに記載の物件目録のとおり

でございます。譲渡の目的は記載の財産を譲渡することにより、札幌地方裁判所平成28年（ノ）第1号調停申立事件に係る平成29年1月23日付け調停条項を履行し、もって地域の振興に寄与するものでございます。

譲渡の相手方は、北海道勇払郡占冠村字中トマム2171番地2、株式会社星野リゾート・トマム、代表取締役、石堀。

譲渡価格1888万4459円でございます。

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。議案第3号、占冠村行政財産の目的外使用に関する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の有効活用を進めるものであります。

内容、この条例は、法第225条の規定により徴収する使用料のうち、法第238条の4第7項の規定により許可を受けてする行政財産の使用に関し必要な事項を定めるものでございます。

施行期日は、公布の日から施行するものであります。

続きまして議案書35ページをお願いいたします。

議案第5号、占冠村一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定することについて提案理由を説明いたします。

本件は、専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合等において、専門的な知識経験を有する者を一般職の任期付職員として採用するために必要な規定を整備し、公務の能率的運営を確保しようとするものであります。

内容としまして、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及

び第2項並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものでございます。

施行期日は、公布の日からの施行となります。

続きまして議案書37ページをお願いします。議案第6号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告により、期末手当の改正を行うものであります。

内容は、現行6月期2.225月、12月期2.225月、計4.45月を6月期2.15月、12月期2.15月、計4.3月に改正し、特例措置として令和4年6月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当の額のうち222.5分の15は支給しないものとするものです。

施行期日は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案書39ページをお願いします。議案第7号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告により、期末手当の改正を行うものであります。

内容は、現行6月期2.225月、12月期2.225月、計4.45月を6月期2.15月、12月期2.15月、計4.3月に改正し、特例措置として令和4年6月に支給する村長、副村長、教育長の期末手当の額のうち222.5分の15は支給しないものとするものです。

施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書41ページをお願いします。議案第8号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することに

ついてご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告により、一般職の期末手当の改正を行うものでございます。

内容は、現行6月期1.275月、12月期1.275月、計2.55月を6月期1.2月、12月期1.2月、計2.4月に改正し、特例措置として令和4年6月に支給する再任用職員以外の職員の期末手当のうち127.5分の15は支給しないものとする事及び再任用職員の期末手当の額のうち72.5分の10は支給しないものとするものです。

施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書43ページをお願いします。議案第9号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、会計年度任用職員の処遇安定化を図るため、期末手当の改正を行うものでございます。

内容は、職員に準じていた期末手当を6月期1.275月、12月期1.275月、計2.55月に改正するものです。

施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書51ページをお願いします。議案第13号、上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約についてご説明申し上げます。

本件は、同公平委員会への新たな加入を認めるため、同公平委員会共同設置規約の一部改正の前提となる加入町村等議会の議決を求めるものでございます。

内容、当麻町、比布町、愛別町及び上川町の4町で構成する上川中部福祉事務組合より上川管内町村等で共同設置している上川町村等公平委員会に加入したい旨の申し出があつ

たため、地方自治法第252条の7第3項により準用する同法252条の2の2第3項の規定に基づき同公平委員会共同設置規約の一部改正に必要な加入町村等議会の議決を求めるものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第11号の説明もお願いします。

○総務課長（三浦康幸君）

申し訳ありません。議案第11号を飛ばしていました。

議案書47ページをお願いいたします。議案第11号、占冠村公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、本条例で定める公共施設の追加及び削除を行うものでございます。

追加する施設の名称、道の駅自然体感しむかつぶ、占冠村野生鳥獣処理加工施設、占冠村小規模多機能型居宅介護施設、占冠村保健福祉センター、占冠村トマム給油施設。

削除する施設の名称、占冠ヘリポート、占冠村ショッピングモール、占冠村生活情報センター。

施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第4号について、農林課長、小尾雅彦君。

○農林課長（小尾雅彦君） 議案書31ページをお願いいたします。議案第4号、交流促進施設双民館の設置及び管理に関する条例を制定することについて。

提案理由の説明をいたします。交流促進施設双民館の管理運営を指定管理者に委託するため現在の交流促進施設双民館設置条例を廃止し、本条例を制定するものでございます。

内容ですが、地方自治法第244条の2第1項の規定により交流促進施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

施行期日は、公布の日から施行するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第10号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書45ページをお願いいたします。議案第10号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

本件は、委託先の検診機関において検診、検査料金が改定されたことに伴い、これまで実費負担いただいていた検査項目における検査受診料について改定をするため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、乳がん超音波検査5360円を5500円に、前立線がん検診は2100円を2310円に、ピロリ菌検査は2460円を2640円に改めるものです。

施行期日は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第12号について、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書49ページ、議案第12号、占冠村営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。提案理由を申し上げます。

本件は、民法の一部を改正する法律の施行

により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから所要の改正を行うものでございます。

内容は、第9条第5項中、20歳未満の子を18歳未満の子に改めるものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎日程第15 議案第22号から日程第22 議案第29号

○議長（児玉眞澄君） 日程第15、議案第22号、令和4年度占冠村一般会計予算の件から日程第22、議案第29号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第22号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 令和4年度占冠村一般会計及び占冠村各特別会計予算書で説明を申し上げます。

予算書1ページをお開きください。議案第22号、令和4年度占冠村一般会計予算についてご説明を申し上げます。

この度提案いたします、令和4年度占冠村一般会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ26億1900万円にしようとするものと、地方自治法第214条の規定による債務負担行為が1件、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定6件でございます。また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を8億円と定めるものでございます。

以下、第1表歳入歳出予算により説明します。歳入からご説明申し上げます。

予算書2ページをお願いいたします。

1款、村税、1項、村民税1億2160万1千円。

2項、固定資産税3億1617万5千円。

3項、軽自動車税317万1千円。

4項、村たばこ税578万2千円。

合計4億4672万9千円。

2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税700万円。

2項、自動車重量譲与税2千万円。

3項、森林環境譲与税658万8千円。

合計3358万8千円。

3款、利子割交付金、1項、利子割交付金20万円。

4款、配当割交付金、1項、配当割交付金30万円。

5款、株式等譲渡所得割交付金、1項、株式等譲渡所得割交付金20万円。

6款、法人事業税交付金、1項、法人事業税交付金500万円。

7款、地方消費税交付金、1項、地方消費税交付金2700万円。

8款、環境性能割交付金、1項、環境性能割交付金250万円。

9款、地方特例交付金、1項、地方特例交付金25万円。

2項、新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金1千円。

合計25万1千円。

10款、地方交付税、1項、地方交付税12億2千万円。

3ページをお願いいたします。

11款、交通安全対策特別交付金、1項、交通安全特別交付金1千円。

12款、分担金及び負担金、1項、負担金2

万7千円。

2項、分担金575万円。

合計577万7千円。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料  
4859万3千円。

2項、手数料62万2千円。

合計4921万5千円。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金3706  
万9千円。

2項、国庫補助金1696万5千円。

3項、委託金564万3千円。

合計5967万7千円。

15款、道支出金、1項、道負担金2378万6  
千円。

2項、道補助金3314万8千円。

3項、委託金296万円。

合計5989万4千円。

16款、財産収入、1項、財産運用収入3058  
万9千円。

2項、財産売却収入368万円。

合計3426万9千円。

17款、寄附金、1項、寄附金1100万1千円。

18款、繰入金、1項、繰入金3億8979万8  
千円。

19款、繰越金、1項、繰越金2千万円。

4ページをお願いいたします。

20款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び  
過料1万円。

2項、村預金利子1千円。

3項、貸付金元利収入6129万3千円。

4項、受託事業収入756万7千円。

5項、雑入1972万9千円。

合計8860万円。

21款、村債、1項、村債1億6500万円。

歳入合計は、26億1900万円でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。議  
案書5ページをお願いいたします。

1款、議会費、1項、議会費2598万3千円。

2款、総務費、1項、総務管理費5億5005  
万円。

2項、徴税費1892万9千円。

3項、戸籍住民基本台帳費2458万2千円。

4項、選挙費500万円。

5項、統計調査費18万4千円。

6項、監査委員費102万1千円。

合計5億9976万6千円。

3款、民生費、1項、社会福祉費1億7047  
万3千円。

2項、児童福祉費7203万2千円。

合計2億4250万5千円。

4款、衛生費、1項、保健衛生費1億8738  
万6千円。

2項、清掃費4106万7千円。

合計2億2845万3千円。

5款、労働費、1項、労働諸費1291万2千  
円。

6款、農林業費、1項、農業費1億457万4  
千円。

2項、林業費8928万2千円。

合計1億9385万6千円。

7款、商工費、1項、商工費1億2532万4  
千円。

8款、土木費、1項、道路橋梁費9004万1  
千円。

2項、河川費114万円。

3項、住宅費6214万3千円。

6ページです、4項、都市計画費7783万1  
千円。

合計2億3115万5千円。

10款、教育費、1項、教育総務費6200万7  
千円。

2項、小学校費1951万6千円。

3項、中学校費1630万6千円。

4項、社会教育費2439万8千円。

5 項、保健体育費1548万 4 千円。

合計 1 億3771万 1 千円。

12款、公債費、1 項、公債費 3 億762万 5 千円。

14款、職員費、1 項、職員費 5 億1071万円。

15款、予備費、1 項、予備費300万円。

歳出合計は、26億1900万円でございます。

なお、93ページから103ページまでは、給与費の明細書になります。

104ページ及び105ページは、債務負担行為に関する調書です。

106ページから107ページまでは、地方債に関する調書をそれぞれ掲載しております。

予算書の前のページに戻りまして7ページをお願いいたします。債務負担行為につきましては1件で、期間、限度額をそれぞれ定めており、第2表、債務負担行為の表に記載したとおりでございます。

8ページをお願いいたします。地方債につきましては6件で総額1億6500万円。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法につきましては、第3表、地方債に記載のとおりでございます。

令和4年度一般会計予算の説明を終わります。以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長（児玉眞澄君）** 議案第23号、議案第24号、議案第28号及び議案第29号については、住民課長、伊藤俊幸君。

**○住民課長（伊藤俊幸君）** 議案第23号、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書、国保1ページをお願いします。

この度ご提案いたします、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を1億3870万円と定めようとするものと、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を2千万円

に、また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。

前年度当初予算と比較しますと410万円の増額予算となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

次に、事項別明細書により議決対象項目、款項の説明を申し上げます。

では、国保7ページをお開きください。歳入からご説明いたします。

1 款、1 項、国民健康保険税、1 目、一般被保険者国民健康保険税は、本年度予算額2726万 1 千円の計上で、前年比較40万 5 千円の減です。

2 款、1 項、手数料、1 目、督促手数料は、前年度同額 1 万円の計上です。

4 款、1 項、道補助金、1 目、保険給付費等交付金は本年度予算額9095万 1 千円の計上で、前年比較450万 4 千円の増です。

国保8ページ、5 款、1 項、繰入金、1 目、一般会計繰入金は、前年度同額2010万円の計上です。

6 款、1 項、繰越金は、前年度同額20万円の計上です。

7 款、2 項、受託事業収入、1 目、特定健康診査等受託料は、本年度予算額17万 8 千円の計上です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

国保9ページをお開き願います。

1 款、1 項、総務管理費は、1 目、一般管理費、2 目、連合会負担金の計で、本年度予算額2054万 7 千円、前年度比較151万 4 千円の増です。特定健診受診率向上支援等共同事業負担金の増額によるものです。

国保10ページ、1 款、2 項、徴税費、1 目、賦課徴収費は、本年度予算額25万 3 千円の計



上です。

1 款、3 項、運営協議会費は、前年度同額の10万1千円の計上です。

国保11ページ、1 款、4 項、趣旨普及費は、本年度予算額4万5千円の計上で、前年度比較3万円の減です。

2 款、1 項、療養諸費は、1 目、一般被保険者療養給付費、2 目、一般被保険者療養費、3 目、診査支払手数料の計で、本年度予算額6550万円の計上で、前年度比較300万円の減です。

国保12ページ、2 款、2 項、高額療養費は、1 目、一般被保険者高額療養費、2 目、一般被保険者高額介護合算療養費の計で、本年度予算額は、前年度同額1107万5千円の計上です。

2 款、3 項、移送費、1 目、一般被保険者移送費は、本年度予算額1千円の計上です。

国保13ページ、2 款、4 項、出産育児諸費、1 目、出産育児一時金は、本年度予算額84万円の計上です。

2 款、5 項、葬祭諸費、1 目、葬祭費は、本年度予算額3万円の計上です。

国保14ページ、3 款、1 項、国民健康保険事業費納付金は、1 目、一般被保険者医療給付費分、2 目、一般被保険者後期高齢者支援金等分、3 目、介護納付金分の計で3616万9千円の計上で、前年度比較476万円の増額です。医療費給付費分で342万6千円の増額となっております。

4 款、1 項、共同事業拠出金は、1 千円の計上。

国保15ページ、5 款、1 項、特定健康診査等事業費は、本年度予算額177万2千円の計上です。

5 款、2 項、保健事業費は、本年度予算額146万6千円の計上です。

国保16ページ、6 款、1 項、公債費は、1 目、元金で、本年度予算額80万円の計上です。これは、令和2年度において、北海道国民健康保険財政安定化基金からの借入に係る償還金で1年据え置き3年で償還するものです。

8 款、1 項、予備費は、本年度予算額10万円の計上です。

国保17ページから国保27ページまでは、職員の給与費明細書です。

国保28ページは、地方債の前前年度における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

以上が令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の内容となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

次に、議案第24号、令和4年度村立診療所特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書、診療所1ページをお願いします。

この度ご提案いたします令和4年度村立診療所特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を8110万円と定めようとするものと、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を1千万円に、また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。

前年度当初予算と比較しますと110万円の減額予算となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

次に、事項別明細書により議決対象項目、款項の説明を申し上げます。

では、診療所7ページをお開きください。

1 款、1 項、外来収入は、1 目、占冠診療所診療報酬収入、2 目、トマム診療所診療報酬収入の計で、本年度予算額2462万4千円の計上で、前年度比較202万8千円の減額です。

1 款、2 項、その他の診療収入は、1 目、占冠診療所諸検査収入、2 目、トマム診療所諸検査収入の計で、本年度予算額389万6千円の計上で、前年度比較4万9千円の減額です。

2 款、1 項、手数料は、1 目、占冠診療所手数料、2 目、トマム診療所手数料の計で7万円の計上で、前年度比較2万3千円の減額です。

診療所8ページ、3 款、1 項、道補助金は、1 目、衛生費道補助金600万円の計上で、前年度比較100万円の増額です。

4 款、1 項、繰入金は、1 目、一般会計繰入金で、4580万円の計上で、前年度比較20万円の減額です。

5 款、1 項、繰越金は、前年度繰越金で、本年度予算額70万円の計上で、20万円の増額です。

診療所9ページ、6 款、1 項、雑入は、本年度予算額1万円の計上です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

診療所10ページをお開き願います。

1 款、1 項、施設管理費は、1 目、一般管理費、2 目、占冠診療所管理費、3 目、トマム診療所管理費の計で、本年度予算額5694万6千円の計上で、前年度比較54万6千円の減額です。

診療所12ページ、2 款、1 項、医業費は、1 目、占冠診療所医療用機械器具費、診療所13ページ、2 目、トマム診療所医療用機械器具費、3 目、占冠診療所医療用消耗器材費、4 目、トマム診療所医療用消耗器材費、5 目、占冠診療所医療品衛生材料費、6 目、トマム診療所医療品衛生材料費の計で、本年度予算額2395万4千円の計上で、前年度比較55万4千円の減額です。

診療所14ページ、3 款、1 項、予備費は、本年度予算額20万円の計上です。

診療所15ページから診療所24ページまでは職員の給与費明細書です。

以上が、令和4年度村立診療所特別会計予算の内容となります。

次に、議案第28号、令和4年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書、後期1ページをお願いします。

この度ご提案いたします令和4年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を1870万円に定めようとするものと、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。

前年度当初予算と比較しますと10万円の増額予算となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

次に、事項別明細書により、議決対象項目、款項の説明を申し上げます。

では、後期7ページをお開きください。

1 款、1 項、後期高齢者医療保険料は、1 目、特別徴収保険料、2 目、普通徴収保険料の計で、本年度予算額1037万1千円の計上で、前年度比較2万7千円の減額です。

2 款、1 項、手数料は、本年度予算額1千円の計上です。

3 款、1 項、一般会計繰入金は、1 目、事務費繰入金、2 目、保険基盤安定繰入金、3 目、その他一般会計繰入金の計で、本年度予算額820万円の計上で、前年度比較12万7千円の増額です。

後期8ページ、4 款、1 項、繰越金は、本年度予算額10万円の計上です。

5 款、1 項、延滞金、加算金及び過料は、本年度予算額5千円の計上。

5 款、2 項、雑入は、本年度予算額2万3

千円の計上です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。  
後期9ページをお開きください。

1款、1項、総務管理費は、1目、一般管理費で、本年度予算額190万1千円の計上で前年度比較1千円の減額です。

1款、2項、徴収費は、本年度予算額7万6千円の計上で、前年度比較5万4千円の減額です。

後期10ページ、2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金は、本年度予算額1660万3千円の計上で、前年度比較15万5千円の増額です。

3款、1項、償還金及び還付加算金は、1目、保険料還付金、2目、還付加算金の計で、本年度予算額2万円の計上です。

4款、1項、予備費は、本年度予算額10万円の計上です。

以上が、令和4年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の内容となります。

続きまして、議案第29号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書、歯科1ページをお願いします。

この度ご提案いたします令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を2200万円と定めようとするものと、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を100万円に、また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。

前年度当初予算と比較しますと30万円の増額予算となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

次に、事項別明細書により、議決対象項目、

款項の説明を申し上げます。

では、歯科7ページをお開きください。

1款、1項、診療収入は、1目、国民健康保険診療報酬収入、2目、社会保険診療報酬収入、3目、後期高齢者診療報酬収入、4目、一部負担金収入、5目、自由診療収入、6目、その他診療報酬収入の計で、本年度予算額1001万5千円の計上で、前年度比較90万1千円の減額です。

2款、1項、手数料は、1目、事務手数料、2目、その他手数料の計で、本年度予算額34万5千円の計上で前年度比較10万8千円の増額です。

3款、1項、繰入金は、一般会計繰入金で、本年度予算額1100万円の計上で、前年度比較130万円の増額です。

歯科8ページ、4款、1項、繰越金は、本年度予算額20万円の計上で、前年度比較30万円の減額です。

5款、1項、雑入は、本年度予算額44万円の計上で、前年度比較9万3千円の増額です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。  
歯科9ページをお願いします。

1款、1項、施設管理費、1目、一般管理費は、本年度予算額1725万2千円の計上で、前年度比較29万4千円の増額です。

歯科10ページ、2款、1項、医業費、1目、医業費は、本年度予算額444万8千円の計上です。

3款、1項、予備費は、本年度予算額30万円で、前年度と同額計上です。

以上が、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の内容となります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第25号及び議案第26号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 予算書の簡水1ページをお願いします。議案第25号、令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

提案いたします占冠村簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億970万円にしようとするものでございます。

地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定は、1件でございます。

また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めております。

以下、事項別明細書により、款項の区分を申し上げます。

7ページ、1款、1項、使用料、1目、給水使用料は、本年度予算額2239万7千円の計上で、前年比57万4千円の減額でございます。

1款、2項、手数料、1目、審査手数料、2目、登録手数料は、前年と同額の2千円の計上です。

3款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金は、7050万円の計上で前年比900万円の増額でございます。

4款、1項、繰越金、1目、繰越金は、前年と同額の50万円の計上でございます。

8ページ、5款、1項、雑入、1目、雑入は、本年度予算額60万1千円の計上で、前年比32万6千円の減額でございます。

6款、1項、村債、1目、公営企業会計適用債は、本年度予算額1570万円の計上で、前年比90万円の増額でございます。

9ページ歳出になります。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、本年度予算額1175万3千円で前年比165万6千円の増額でございます。

9ページ下段から10ページ、2款、1項、

施設管理費、1目、施設維持費は、本年度予算額4018万3千円で前年比365万8千円の増額でございます。

11ページ、3款、1項、公債費、1目、元金、2目、利子は、本年度予算額4188万2千円で前年比278万6千円の増額でございます。

11ページ下段、4款、1項、施設建設費、1目、新営改良費は、本年度予算額1578万2千円で、前年比90万円の増額でございます。

12ページ、1款、1項、予備費、1目、予備費は、前年度と同額の10万円の計上でございます。

13ページから22ページまでが給与費明細書を記載しています。

23ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しています。

戻りまして簡水2ページから3ページ、歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

簡水4ページをお願いします。第2表、地方債につきましては、1件1570万円で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載しております

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に予算書の下水道1ページをお願いいたします。議案第26号、令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

提案いたします占冠村公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億410万円にしようとするものでございます。

地方自治法230条第1項の規定による地方債の設定は、3件でございます。

また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合に

ついて定めております。

以下、事項別明細書により款項の区分を申し上げます。

7ページ、1款、1項、分担金、1目、浄化槽事業は、本年度予算の計上はありません。

2款、1項、使用料、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業は、本年度予算額1439万7千円で、前年比33万9千円の減額でございます。

2款、2項、手数料、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業は、本年度予算額2千円で、前年と同額でございます。

7ページ下段から8ページ上段、4款、1項、繰入金、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業は、本年度予算額7320万円で、前年比690万円の減額でございます。

5款、1項、繰越金、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業は、本年度予算額20万円で、前年と同額の計上でございます。

6款、1項、雑入、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業は、本年度予算額70万1千円で前年比69万9千円の増額でございます。

7款、1項、村債、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業、3目、公営企業会計適用債は、本年度予算額1560万円で、前年比650万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明いたします。

9ページから10ページ上段、1款、1項、総務管理費、1目、下水道費、2目、浄化槽費は、本年度予算額847万5千円で、前年比11万2千円の減額でございます。

10ページ中段から11ページ中段、2款、1項、施設管理費、1目、下水道費、2目、浄化槽費は、本年度予算額4215万1千円で、前年比481万2千円の増額でございます。

11ページ下段、3款、1項、施設建設費、1目、下水道費は、本年度予算額1270万円で、

前年比148万1千円の減額でございます。2目、浄化槽費は、本年度予算額の計上がありませんので廃目でございます。

12ページ、4款、1項、下水道公債費、1目、元金、2目、利子は、本年度予算額3594万4千円で前年比58万5千円の減額でございます。

4款、2項、浄化槽公債費、1目、元金、2目、利子は、本年度予算額463万円で前年比25万6千円の増額でございます。

13ページ、5款、1項、予備費、1目、予備費は、本年度予算額20万円で前年と同額でございます。

14ページから23ページまでが給与費明細書を記載しています。

24ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しています。

戻りまして、2ページから3ページ、歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

4ページお願いします。第2表、地方債につきましては、3件、1560万円で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載しております。

以上で令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第27号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 予算書、介護1ページをお願いいたします。

議案第27号、令和4年度占冠村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2620万円と定めるものです。

以下、事項別明細書にて歳入からご説明を申し上げます。

介護7ページをお願いします。

1款、1項、介護保険料、1目、第1号被保険者介護保険料は、本年度予算額1701万円の計上で、前年度比36万8千円の増額。

2款、1項、手数料、1目、督促手数料は、本年度予算額1千円で、前年度同額でございます。

3款、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金は、本年度予算額1735万7千円の計上で前年度比143万円の増額。

3款、2項、国庫補助金は、1目、調整交付金から、介護8ページの5目、介護保険被保険者努力支援交付金の計で、本年度予算額1254万円の計上で、前年度比31万3千円の減額でございます。

4款、1項、支払基金交付金は、1目、介護給付費交付金、2目、地域支援事業支援交付金の計で、本年度予算額3122万9千円、前年比478万8千円の増額でございます。

5款、1項、道負担金、1目、介護給付費負担金は、本年度予算額1359万7千円の計上で前年度比59万7千円の増額でございます。

5款、2項、道補助金、1目、地域支援事業交付金は、本年度予算額252万5千円で、前年度比23万円の増額でございます。

介護9ページ、6款、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金は、本年度予算額1千円の計上で、前年度同額でございます。

7款、1項、一般会計繰入金は、1目、介護給付費繰入金から4目、その他一般会計繰入金の合計で、本年度予算額2910万円、前年度比760万円の増額でございます。

7款、2項、基金繰入金、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金は、本年度予算額150万円の計上で、前年度同額でございます。

介護10ページ、8款、1項、1目、繰越金は、本年度予算額97万3千円の計上で、前年

度同額でございます。

9款、1項、延滞金及び過料、1目、第1号被保険者延滞金及び2目、第1号被保険者過料の計で、本年度予算額2千円の計上で前年度同額でございます。

9款、2項、1目、預金利子は、本年度予算額1千円。

9款、3項、サービス収入、1目、介護給付費収入、本年度予算額36万円。

介護11ページ、9款、4項、雑入、1目、滞納処分費から4目、雑入の合計で、本年度予算額4千円で前年度同額でございます。

介護12ページ、次に、歳出についてご説明申し上げます。

介護12ページをお願いします。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、本年度予算額628万7千円の計上で、前年度比263万2千円の増額でございます。

介護13ページ、1款、2項、徴収費、1目、賦課徴収費は、7万5千円で、1千円の増額でございます。

1款、3項、介護認定審査会費、1目、介護認定審査会費及び2目、認定調査等費の合計で116万7千円。前年度比8万1千円の減額でございます。

介護14ページ、2款、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費から5目、住宅改修費の計で本年度予算額9241万円の計上で、前年度比906万円の増額でございます。

2款、2項、1目、高額介護サービス等費は、228万6千円の計上で前年度比2千円の減額でございます。

介護15ページ、2款、3項、1目、特定入所者介護サービス等費は、552万円で168万円の減額でございます。

2款、4項、その他諸費、1目、審査支払

手数料は、本年度予算額6万4千円で、2千円の増額でございます。

3款、1項、地域支援事業費、1目、介護予防・生活支援サービス事業費から、介護17ページ4目、その他諸費の計で、本年度予算額1787万1千円で436万8千円の増額でございます。

4款、1項、償還金及び還付加算金、1目、第1号被保険者保険料還付金は、2万円で前年度同額でございます。

5款、1項、1目、予備費は、50万円の計上で40万円の増額でございます。以上が事項別の内容となります。

なお、介護18ページから介護27ページまでは、給与費の明細書を掲載しております。

お戻りいただきまして介護2ページから3ページになります。歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（児玉眞澄君）** これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。

議案第22号、令和4年度占冠村一般会計予算の件から、議案第29号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件につきましては、議長を除く6人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（児玉眞澄君）** 異議なしと認めます。

したがって議案第22号から議案第29号までの件については、議長を除く6人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩中に予算特別

委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩 午後0時23分

再開 午後0時26分

**○議長（児玉眞澄君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に開催された予算特別委員会において、委員長に大谷元江君、副委員長に藤岡幸次君が互選された旨の報告がありました。

---

### ◎散会宣言

**○議長（児玉眞澄君）** 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後0時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年4月5日

占冠村議会議長            児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員            細 谷        誠

占冠村議会議員            下 川 園 子



令和4年第2回占冠村議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月10日（木曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1		令和4年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第2	議案第1号	調停条項の一部を変更することについて
日程第3	議案第2号	財産の減額譲渡について
日程第4	議案第3号	指定管理者を指定することについて占冠村行政財産の目的外使用に関する条例を制定することについて
日程第5	議案第4号	交流促進施設双民館の設置及び管理に関する条例を制定することについて
日程第6	議案第5号	占冠村一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定することについて
日程第7	議案第6号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第8	議案第7号	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第9	議案第8号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第9号	占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第11	議案第10号	占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	議案第11号	占冠村公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第13	議案第12号	占冠村営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第14	議案第13号	上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約について

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0人）

## ○出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
総 務 課 長	三 浦 康 幸	企 画 商 工 課 長	平 岡 卓
農 林 課 長	小 尾 雅 彦	林 業 振 興 室 長	根 本 治
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	伊 藤 俊 幸
福祉子育て支援課長	木 村 恭 美	ト マ ム 支 所 長	石 坂 勝 美
会 計 管 理 者	合 田 幸	総 務 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕
職員厚生担当係長	坂 本 龍 哉	財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏
税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	橋 佳 則	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林業振興室主幹	高 桑 浩	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環境衛生担当主幹	後 藤 義 和	戸 籍 担 当 主 幹	佐久間 敦
国保医療担当主幹	小 瀬 敏 広	保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子
村立占冠診療所主幹	上 島 早 苗	社 会 福 祉 担 当 主 幹	野 原 大 樹
介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美	子 育 て 支 援 室 主 幹	森 田 梅 代

(教育委員会)

教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	平 川 満 彦
学校教育兼総務担当主幹	松 永 真 里	社 会 教 育 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一

(農業委員会)

事 務 局 長 小 尾 雅 彦

(選挙管理委員会)

書 記 長 三 浦 康 幸

(監査委員)

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	下 川 園 子
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

## ○出席事務局職員

事 務 局 長 岡 崎 至 可 事 務 補 三 ッ 谷 陸 翔

---

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

---

◎日程第1 村政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、これから村長、教育長の執行方針に対する質疑を行います。なお質疑、答弁は要点を明確にし、簡潔に発言してください。はじめに村長の村政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） それでは私から3点について質問をお伺いしたいと思います。

執行方針の4ページです。上から2行目、このところは、セクション2で村政執行の基本方針のところでございます。観光業では、長引くコロナ禍においてトナムリゾートを中心として、関連事業者では大きな経済損失と雇用状況の悪化を招き、その影響は大きいことから経済活動を取り戻すための支援を行ってまいりますということで、実際、主な施策セクション3、具体的に10ページの方に中段(3)商工・観光・労働の①商工振興について述べられています。上の方は方針で掲げているような経済が甚大な影響を受けているので支援すると謳っております。ここでは村としては、商工会と連携し、人材育成支援事業や雇用支援事業など地域企業振興条例に基づく支援をするということで記載をされておま

す。多分最初の4ページ目は、基本方針で経済活動を取り戻すための支援ということでこれを言っているのかなと思いますけども、もしここで経済活動を取り戻すための支援、これ以外に記載がないからないのかと思うのですけども、今私が見ました商工振興の部分だけではなくて、まだあるということであればそれについてお聞きしたいと思います。

次、2点目でございます。7ページで一番上の(3)公共的空間の安全・安心確保で、そのところの中段、特に、老朽化が激しく、学童保育や各種会議等での利用者も多い占冠村総合センターの改修を実施しということで、これに関しては、19ページの下の方、歳出においてということで、その改修内容の具体的な説明といえますか、総合センター屋根の防水、トイレの改修工事、緊急性の高い事業を選択しということで読み取ることができました。私からは、個々の部分でトイレの改修工事の関係については、過去の一般質問で、ほかの議員さんが答弁の中で、一階のトイレを想定した話だったと思いますけども、構造上なかなか車いす利用者の使えるようなトイレに改修するのは構造的に難しいと記憶しております。そこで、これは方針ですから改修の細かい内容は記載されておられませんけども、今想定しているこのトイレの改修工事の内容について詳しくお聞きしたいと思います。

それから最後3点目でございます。17ページです。この1番上の行から、また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、村内のすべての子どもと家庭及び妊産婦等を対象に必要な福祉支援を行いますということでニュアンス的には理解はできるのですけども、この関係につきましても、例えば15ページで(3)の保健・医療のところの下段3行目から、母子保健につきましても、出産し、安心して子育て

てができるよう妊産婦健康診査費用もろもろと記載されております。それから16ページで第3、未来を託す子どもの環境づくりということで、その1つとして、子育て支援の拡充と1歳児保育の実現というタイトルで記載があります。ここの内容は、保育所の改築が終わったので2歳児保育から1歳児保育に向けた体制整備を進めてまいります、そしてその下で、子育て応援事業の預かり時間を午前8時から午後5時30分に拡大ということで、今最初に私がいいました17ページの支援拠点を設置し必要な福祉支援を行いますというのは、これのことを言っているのか。それ以外に必要な福祉支援というのを考えてあれば、特徴的な事業だけでも構いませんのでその内容をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。まず初めに4ページにあります観光関連産業の支援ということでございます。基本的に、これまでも商工会を通じながら様々な運営にかかわる支援、それから消毒、あるいは施設の改修にかかわる支援ということで、いろいろやってきてはいるのですが、関連産業にあたっては、トマムリゾートのほかに様々な事業体が地域にいらっしゃいます。そういった中でそういった方々の支援をこの状況に応じて行ってまいりたいと思っております。その中で地域企業振興条例、これについては雇用支援事業、それから人材育成支援事業の中で、人材の講習等含めた人材支援、それから人材を支援するために休ませる必要性がでてきますので、そういった賃金に対する支援。あらゆるこういったものが既に村の条例にございますので、そういったものを活用するとともに、今後まだ

確定はしておりませんが、国の支援事業が行われた場合には、そういった財源を充当しながら、更なる必要性に応じて支援を行っていきたく思っています。それから、そのほかに地域企業振興条例というのがありまして、雇用支援で村内あるいは村外の人を雇用した場合の支援ですとか、村融資制度の支援とか様々なものを活用しながら必要に応じて観光関連産業の維持をするための支援を考えてまいりたいということで執行方針には若干抽象的にはなっておりますけれども、実態把握をしながら支援をしてまいりたいと思っております。

続いて総合センターの改修でございます。記載のとおり老朽化が進みまして、この雪解け、雨漏りはまだしていませんけれども、冬においても暖房等の関係で雨漏りが発生しておりまして、部屋の屋根の改修事業を予算計上させていただいております。あわせて議員ご質問のトイレの関係でございますけれども、現状のトイレについては、便器を改修等で大変手狭になってなかなか多目的トイレが設置する状況になかったということで、そういった意味では、昨年富良野農協からご寄附をいただいた施設に、一階部分に商工会を移転させていただくということで商工会の役員の皆様とも協議をさせていただいて了解を得たところです。その後利用として多目的トイレ、それと男女のトイレを設置したいということであります。そういった多くの村民が利用される施設でもありますし、そういった利用する利便性を図るという意味でもぜひ改修は必要だろうということであります。そういった改修をします。それともう一つ、なかなか児童館とかそういうものができないということで、今一時預かりを役場の老人室でやっておりますけれども、一時預かり含め、会議室、一般の

夜の会議とかそういったものも不足するという  
ことで、そういった児童の預かりと一般利  
用もできるような部屋の改修を和室から洋室  
に改修して広めにとって改修をするというこ  
とで検討し予算計上をさせていただいている  
ところでございます。

次に17ページの子供の家庭総合支援という  
ことで、これについては子ども家庭総合支援  
拠点ということで、児童福祉法に基づきまし  
て子どもとその家庭、あるいは妊産婦等を対  
象として地域の実情の把握、相談対応、調査、  
継続的支援を行うものということになってお  
ります。国の児童虐待対応に関する関係処置  
連絡会議において、平成30年12月に児童虐待  
防止体制総合強化プランというのが策定され  
ております。この新プランでは市区町村にお  
ける相談体制を強化するため令和4年度まで  
に全市町村に子供家庭総合支援拠点を設置す  
ることが目標とされておりました。こういっ  
たものを受けて本村においても庁内外の関係  
機関と連携しながら支援を実施し、支援が必  
要な家庭の早期発見から虐待未然防止、再発  
防止に至るまで切れ目のない支援を実施して  
まいりたいという考え方でございます。以上  
です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林 潤君） 今の答弁聞いて理解  
しました。企業等の支援事業のところでの説  
明も受けたのですが、自分の思い込みとい  
いますか、令和2年度の国においてはコロナ  
が始まった年でしたので、けっこう地方創生  
臨時交付金も多く交付されて、その中では村  
としてもコロナの影響を受けて収入が減じた  
場合には国の支援制度もあったのですが、  
村自体の事業継続支援金というものも出した  
ので、確かに交付金がなければできない話で  
すけど、そのへんも考えているのかなという

ことで聞いたのですが、その点は十分理  
解いたしました。

それからトイレの部分で細かな説明をいた  
だきました。そこでもう1点確認したいので  
すけども、商工会の後のところを多目的トイ  
レと男女のトイレを設置するということので  
すので、今使っている既存のトイレはそのまま  
にしておくのかどうするのか、そのへんを確  
認したいと思います。

それから17ページの関係で、子ども家庭総  
合支援拠点の設置した経緯を理解しました。  
要するにいろいろな児童等に係る社会的問題、  
虐待の問題もありましたので、そういう部分  
のケアをする意味でその大切な事業支援をす  
るということで、それも理解できましたので、  
その既存のトイレをどうするのかだけ確認し  
たいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 総合センターの改修  
に関わって現在の1階部分のトイレについて  
は新たなところに移転をするということで空  
き室になりますけども、その空き室になった  
中で、現在廊下等に書庫が並んでいるんです  
ね。いろいろな法令関係の書庫でもあります  
し、鍵はかかっているとはいえ、あのような保  
存の仕方はまずいかなと考えておまして、  
できればそういったものも整理をする、ある  
いは備品関係の倉庫として使うとか、一般的  
に開放する部屋にはなりませんけれど役場と  
しての機能に利用させていただきたいと現在  
は考えております。

それから学校関連産業に係わって議員言わ  
れるように臨時交付金による減収対応支援と  
いうことで現金給付とかもあったわけでは  
すけど、国においてもまだなかなか出てくるの  
かどうかわかりませんが、コロナ対応  
に関わる交付金というのは検討されている

と伺ってますのでその中でそういったメニュー、あるいはそういった必要性が出た場合には、村単独事業の他にそういったものを利用しながら支援を行っていきたくと考えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありますか。5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 何点か質問させていただきます。

まず1点目が7ページになります。7ページの中段、(4)切れ目ない行政事務の確保というところで、最後のほうテレワークの検討などを進めてまいりますとありますがこのテレワークというのは内部だけを想定している検討なのか、それとも住民と役場庁舎を結ぶようなテレワーク等も含めた検討なのかを伺います。

2点目ですが、11ページの上段、リゾート振興と一体的に従業員等の移住・定住や地域コミュニティ環境の整備とありますが、このコミュニティ環境の整備というのが具体的にどのようなものを整備しますといったものがあれば伺います。

3点目ですが、14ページの地域交通についてで、この中に利用者の皆さんの声に耳を傾けとあるのですが、この耳を傾けるというところで、今までも住民懇談会や移動村長室などで声は聞いていただいているかと思いますが、その他にどのような形で声を聞き取り、形に変えていくか、検討していくか。そのような考える会のようなものを設けるようなものを考えているかどうか伺います。

4点目が、16ページの最後のほうになります。1歳児保育に向けた体制整備を進めるということですが、こちらの1歳児預かりも来年度からは各保育所で預かることになるかと思いますが、占冠保育所にはこちら給食施設

も設置してまして、それも保育が開始してから職員の体制とかが整ってから考えるということだったのですが、この給食施設のほうも使うように検討をされていくのかどうかを伺います。

最後5点目になりますが、先ほど家庭総合支援拠点の内容については伺ったのですが、この拠点というのはどちらに設置するのかを伺いたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問にお答えをいたします。

まず7ページの切れ目ない行政事務の確保ということで、基本的には行政事務をいかに停滞させないで滞らせないという体制を作らなければ、例えば感染者が出た、周りを自宅待機にしたということで、役場そのものが実例としては閉庁したり、いろんなことが実際問題いろいろな地域でおきているということで、村としてはこういった時に、もちろん感染者については治療、静養ということなのですが、濃厚接触者あるいは濃厚接触に認定されたような人は役場に出てこれないといったときに、自宅で業務ができるような体制を作らなければ、なかなか行政の事務が滞ってしまうということで、そういった体制を作っていく必要があるだろうと。同じように災害時においてもそういったことがおきる可能性があるということも含めて、ここの項目については行政事務ということに限定をさせていただいています。住民との繋がりテレワークという意味ではなくて、行政としての停滞をさせないための方策と捉えていただければありがたいと思います。

それから、次に11ページの地域におけるコミュニティ環境の整備ということで、トマムリゾートとは四半期ごとに様々なテーマで村と

定期協議をさせていただいております。その中でぜひ通勤される方も村に定住できる方については検討をお願いしたい。今は民間賃貸住宅だとか、村の宅地造成も含めて村としても協力をさせてもらうというお話もしているところがございますけれども、最近はなかなか家族での定住は少ないわけですが、独身者含めて地域に暮らしてくれている人たちもいらっしやる。クラブメッドの方々も大変地域で暮らしておられる方が増えている。あわせて関連産業の方が上寮等々で暮らしていただいているということで、そういった意味では地域の中でそういった方々とのコミュニティ作りは必要だろうと思います。今、見えていますと例えばロッククライマー、クライミングウォールだとかそういったところで皆さん集まったりとか、いろいろなアウトドア系で一緒に活動されたり、そういったいろいろな接点が出来ている中で、そういった必要なコミュニティ、トナム公園も含めてそうですけれども、そういった必要なコミュニティをやはり村としても整備をしていくことは必要なんだろうということで、特別今何をやるというメニューは上げていませんけれども、全体を通じて何が地域に必要ななんだろうということも含めて検討する必要があるだろうということで記載をさせていただいております。

それから地域交通ですが、地域交通、バス、タクシー、巡回と様々な交通がありますけれども、これまでも例えば列車との接続、あるいは使い勝手を良くしてくれと。聞く場所は住民懇談会等々、直接連絡くる方もいらっしやいますし、様々な形でお聞きを私もしているところです。巡回バスなんかは利用者さんのアンケートに「どういった時間帯がいいのか」「どこへ行きたいのか」「どこまで行ったらいいだろうか」とか、ドライバーさんが意

見を聞いたり、そういった集約もして村に報告をしてくれているという実態もありますので、そういった様々な声を聞いて、それに対応できるのかどうかも村として検討しながら、経費との相談もありますけれども実施をしていきたいということで、当然勝手に走らせればいいというものではないと思っていますので、こういう文章、こういう書き方になっております。

それから16ページです。1歳児預かりの給食施設です。当初より給食施設は作りました。ただ当面、給食を提供するというは大変手続き上と人員体制上なかなかすぐは難しいだろうということで、施設としてあった場合に1歳児を預かったときに、あるいは0歳児まで見通したときにミルクの調合だとか、家族、親子で七夕だとか、お泊り会だとか、いろんな行事がありますよね。そういった行事の中で調理室を使っただいて有効活用をしていただくということを想定しながら現在設置をしているということで、給食というご期待もお話としては伺っておりますけれども、なかなか現状としては難しいということで、給食施設、給食を提供するまでは検討していないと理解いただければありがたいと思います。

それから最後に17ページになりますけれども、子ども家庭総合支援拠点ということで拠点施設の設置場所は役場の事務所内において相談業務を行いながら必要に応じまして相談業務につきましては、占冠保育所あるいはトナム支所、トナム保育所等で実施をしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 4点質問させていた

できます。

まず1点目、10ページ、林業の六次産業化の上段、「しむかっぷ・村づくり寄附金」先行予約を实践するなど、有利販売に向けて取り組むとありますけれども、その先行予約の方法、有利販売の内容について説明をお願いします。

2点目、同じく10ページ、(3)商工・観光・労働の②観光振興、下段ですが、道の駅や湯の沢温泉などの観光振興施設、指定管理者をはじめ関係機関と連携し、利用促進と顧客満足度向上に努めるとありますけれども、利用促進と顧客満足度向上のための具体的な施策など試みを伺います。

3点目、11ページの観光振興の上段、豊かな自然環境を満喫できる体験型観光とはどのような体験を考えていますか。お聞きいたします。

4点目、13ページ(3)上下水道の下段、公営企業会計への移行が国から求められ、令和6年度の公営企業会計適用に向けて準備を進めるとありますが、総務省からのロードマップでは令和5年度までに移行することが必要とあります。本村は令和5年度まで導入を完了し、令和6年度から運用するという認識でよろしいでしょうか。

以上4点。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、10ページの村づくり寄附金であります。その中で先行予約でございますけれども、現在、先行予約については始めておりまして、内容としてはメープルシロップ販売、それから薪の販売をすでに始めておりまして、有利販売というのは、XXXXXXXXXXなんですね。小売りが5千円となりますから、基

本的にはふるさと納税に使う時は5千円で買って、寄附金は2万円なんです。ということで、付加価値というか、有利販売に繋がるだろうということで、メープルシロップについても、薪についてもそういった内容で販売を開始しております。これは、ふるさと納税サイト通じながらそういった先行販売をしまして、去年がメープルシロップの生産が少なく大瓶で400本生産して、ふるさと納税で販売された数量が少なかったということで、早く販売終了をしているということで、今年大瓶で500本、それから村民還元で300本を生産目標として今現在進めております。その内、ふるさと納税に250本を先行販売含めて提供をいただいて販売をしたいということでもあります。これは250本で2万円ですから、50万ほどのふるさと納税ということで、現在予約状況が2月末現在で予約数が25本になっております。

それから薪販売についても、予約販売をしております。段ボール17キロ詰めのもので1万円なんですけれども、これが2月末現在で22箱、22万円くらい。こういったことで先行販売の効果も出ていますし、有利販売にも繋がってくるだろうということで考えております。

次に、10ページの利用促進・満足度の向上ということでは、これはきめ細かな対応がそれぞれ指定管理者においてやっていかなければならないということで、基本的には村が何かをするというよりも、指定管理者がそういったことのためにこういうことをしたいということで、どうしても資金あるいは管理の内容変更とか、何かあった場合に村としても協力しながら利用者が利用しやすいような満足度を上げるような方向で共にやっていきたいと考えていたところでございます。それぞ



れ指定管理者においても、いろいろな周知の仕方、施設管理の在り方もそれぞれ努力してくれていますのでそれも含めて村も一緒に協力していきたいということでございます。

11ページの、豊かな体験型観光ということで、同じ11ページに双民館の利用も含めて記載をさせていただいておりますけれども、議員ご承知のように、かねてからニウキャンブ場は大変有望な自然豊かな施設だということで、ぜひそれを利用したらいいだろうというお話もいただいたわけですが、なかなか維持、修繕含めて維持できないということで、今年度村としての運営は止めさせていただくということにさせていただいております。そこでそういった蓄積した自然を体験できる体験メニュー含めて、双民館を利用した観光メニューを作りながらそちらのほうに転換をしていただいて、地域の振興も含めてやりたいなということでございます。あわせて地域には多くのそういったアウトドア系の事業者がたくさんいらっしゃいますし、様々な活動をしている団体もありますから、そういった方々と一緒になって双民館でそういった事業ができればいいかなと考えたところでございます。

最後に13ページ、公営企業会計につきましては、村は昨日申し上げた通り令和6年度からの適用ということで間違いなさそうでございます。よろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありますか。2番、藤岡幸次君

○2番（藤岡幸次君） 7ページになります。経済循環が図られる基幹産業の振興の中の農業、①酪農・畜産の中で一番下段になりますけれども、昨年エゾシカの食害により甚大な被害を受けたほ場を対象に侵入防止柵の設置を実施したいというような中身になっており

ます。こちらの実施、今年度における令和4年度における実施の計画規模ですか、まずこの年度における計画規模を伺いたい。非常に資材等高騰しておりますのでかなり資材等々に予算を食われるのかなと予測されますが、その規模についてどのぐらい実施されるのかをまずお伺いしたいと思います。

2つ目になりますが、8ページになります。③の担い手対策ですね。農業の担い手対策、新規就農者対策として、実習希望者2名の申し込みがありということですので、こちらの実習される方の具体的な実習の内容などについて農業も様々ありますのでどのような実習を実施される予定なのか、こちらについて伺います。

続いて、9ページの②私有林の育成支援の中「民有林育成促進対策事業」等の助成を引き続き実施します。「また」のところからですが、林業施業プランナーが集約化した施業地において、高性能林業機械を導入した森林整備を促進させていくため新たな施策として取り組んでいきたいというような中身で謳われておりますが、こちらの高性能の機械、非常に高額な物かなと思うのですが、非常に取り組みとして素晴らしい良いことだと思うのですが、こちらの高性能の機械、これは村で具体的にお金の補助をしていくというようなイメージですか。それとも機械を村として持ち事業者さんに貸し出しをするようなイメージで考えられているのかなと。そのへんを伺いたいと思います。

10ページになります。上段の林業の六次産業化の中で先ほど他の議員さんが質問された内容とはちょっと違ひまして、④の中の下の方に、各事業には経営実態等に関して様々な課題があることから、円滑な事業実施体制等の確立などのため、引き続き改善に向けて

検討を行ってまいります。これ長年村として取り組まれている内容の継続かなと思いますが、昨年執行方針の中でも説明あったかと思うのですが、新たな協力隊員の方が経営の改善に向けたアドバイスも含め、取り組んでいきたいということでスタートされていると思うのですが、今年度における具体的な活動内容、そしてその成果はどのようなものがあり、今後に向けて協力隊の方も一生協力隊でいられるわけじゃないので年度の限りがあると思いますので、年度単位で契約されていると思いますので、もう一度繰り返しますが令和3年度における活動内容、様々な課題が出たと思いますので、その改善の具体的な内容がわかれば教えていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。執行方針に対する質疑を続けます。答弁願ひます。村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをしたいと思います。

7ページのエゾシカ防止柵のご質問でございますけれども、これにつきましては現在、上川総合振興局から補助金の内示をいただいております額が1839万7千円でございます。事業内容ですけれども、シカ柵の設置については延長で6千メートル、それから村内の農家戸数で3戸、ほ場が7カ所ということで現在協議が進んでおります。今後においても計画的にこういった事業、採択が可能なほ場につきましてもシカ柵設置について実施をしてみたいと思ひておりますけれども、事業の中で、村の上乗せ助成が必要になってくる可

能性も聞いておりますが、その際、議会の皆さんにもご相談をさせていただきながら補助政策についても検討していきたいと考えているところでございます。

次に、8ページの農業の担い手対策の件でございます。記載のように実習希望者が2名いらっしゃいます。今年から受け入れ農家を決める中で、それぞれご希望の畑作と肉牛それぞれ1戸になりますけれども実習をしていただくということで進めているところでございます。これについても協議会がありますので、そこで承認後、実習先、実習内容含めて協議をさせていただいて進めさせていただくという内容になってございます。

私有林の育成補助ということで、機械のリースでございます。記載のとおり占冠地域林業振興事業ということで新たな森林環境譲与税を利用した施策として提案をさせていただいております。その中の一つで、高性能林業機械レンタル経費の助成というメニューがあります。中身については持続可能な森林経営の構築ということで、森林施業プランナーが集約化した施業地の主伐再造林、森林の若返りを図るということの雇用に直結する事業例を長期的に安定的に確保するということを目的にしながら、高性能林業機械のレンタル経費を助成したいということでございます。議員ご心配のように、大変高額な物で買いますと5千万円程度するだろうというお話を聞いておりますけれども、リースですと月90万から100万円だそうでございます。これらを何カ月か借りて事業実施をして、やはりこういった高性能林業機械を使える技術を習得することも現状では必要だということで、まず使えるようになるための訓練も含めてレンタルで実施をし、レンタル経費を助成したいということでございます。そういった中で

レンタル料の上限を250万として助成をしたいと考えているところでございます。

10ページの各事業者の経営体制ということでございます。議会の中で度々事業者の育成ということで議論になっているわけでございます。現状この事業体につきましては、個人事業主が3名で共同経営をされているという状況を考えますと、どうしても責任を持つ業者がはっきりしないということで経営がどうしても見えてこないという問題点を抱えていると私は認識をしています。そういったものを解消するために、きちんとした頭となる事業体をしっかり決めて、それに基づく役員体制というか、一般的に言う一つの会社、一つの事業を成し遂げるための会社組織みたいなものをしっかりとした基盤を作る必要があるだろうと思っております。それぞれ個人事業主ですから、まとめるのが難しい状況というのは認識をしておりますけれども、そういったことが今注目される薪にしてもメープルシロップにしても様々な事業をこれから発展させていくためには、まず形態をしっかりと作る必要があるだろうと思っておりますので、ぜひそういった議論をする中からしっかりしたものに発展をさせていく努力をしてまいりたいなということで記載をさせていただいております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 1点に絞って9ページの林業事業体への支援ということで、今回、森林環境譲与税を使って、一つには林業担い手対策事業として126万、それから林業労働安全推進事業として84万が計上されて、それぞれ林業担い手の対策、林業労働者の事業の定着化、こういったことに給付していくということで、今回村のほうでこういった制

度が作られたわけです。これについては林業事業体も零細事業体ですから大変歓迎しているというか、喜んでいる状況にあります。問題は、これらを推進、進めていくためにこの投資した額が働く人たちにきちんと渡るといふものがなければならぬと考えています。

1つ目には、事業開始前にこの二つの制度について関係事業体を集めて、事業の中身を十分に理解してもらって、各事業体に助成される金額が働いている人たちにきちんと還元されるような体制を作っていかなければ、せっかく作った制度、働いている人にいかないということになれば大変問題ある取り組みになると思っております。そのへんについての考え方。

2点目として、これらを把握していくためにはどのような方法でやっていくのか。例えば事業体に労働者の雇用実態を毎月報告してもらって、それに基づいて補助金を出していく。こういったことをやっていくのかどうか。できれば雇用契約をきちんと写しをもらって、労働者はこうやって働いているということを確認できるようなものをきちんとしていかなかったら、この制度そのものが抜け穴になってしまうという問題もありますのでそのへんについての取り組みを伺いたいと思っております。

もう一つは、昨年11月30日に総務産業常任委員会の中で、この事業について説明を受けました。その時の説明では、時限立法的な2年間程度を目安にと、こういう話をされていたわけですがけれども、ご承知のように林業の担い手を定着させていくためには、1年や2年で実現できるものではなくて、やっぱり長い目で見ていかなければならないと思っております。もちろん財政的な問題もありますけれども、環境譲与税が年々増えてくることは間違いなのでそういったことをきちんと把握しな

がら、できれば長期的な形で取り組むというように考えていただかなければならないと思っています。いずれにしても全道的にはこういった取り組みがまだまだされていないという意味では先駆けであります。ぜひこの制度が働く人たちや事業体がより経営を成り立てるような形を作っていくということで、全道的にもこの取り組みを期待しているところであります。ぜひこのへんについて今3点問題提起をしましたが、このへんについての取り組みについて伺います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず林業事業体支援の部分と雇用支援の部分ですね。新たに村としても対策をするために新たな事業着手をしたところでございます。議員おっしゃるとおり、これが本当に有効かつ実態を向上させる施策になるよう村としても努力をしてみたいと思います。

ご質問の一つ目ですけれども、雇用実態にあわせてきちんと働く人たちに、こういった助成が渡るといって体制が必要だろうということのご指摘です。もちろん個人に助成をするもの、事業体を通じて助成をするものがありますので、そういった中で事業体に滞留をすることのない方法を取らなければならないと思っています。幸い林業退職金共済制度、これは事業体から労働者名含めて雇用日数等の報告をいただきながら林業退職金雇用制度の助成もしていますし、俗に言う林業者のボーナスにあたる奨励金の制度の中で年間の雇用状況等も把握をしているということもあります。村の助成システム自体が事業者から報告があったからといってお金を出すということではなくて、内容の計画書あるいは内容の実績を報告いただいた中で審査をしてそれに基

づく支出をしておりますので、働く人がきちんとそういったものが届くように村としても努力をまいりたいと、指導していきたいと思っています。

それとあわせて雇用実態については今言ったもので把握の方法はあるのですが、議員言われるとおりに事業体を集めた村としての林業労働安全推進事業、それから林業振興事業、林業担い手対策事業この3本についての考え方、それから進め方を事業体に説明する必要はあるだろうと思いますのでそういった機会を設けて実施をしてみたいと思っています。

この助成制度の時限の関係ですが、基本的にこれが有効であり且つ林業振興に繋がるといことが明らかになれば、多少の制度の変更はあるかもしれませんが、森林環境譲与税を利用した施策として、森林環境譲与税そのものがこういった林業制度に使うお金でございます。全国的にみると貯金して使っていないという新聞報道がありましたけれども、せっかくいただいた税金を山づくりに使わないというのは問題あるのかなと思いますので、村としてはこの譲与税が増える可能性もあると聞いていますから、そういったものを有効に利用する制度的な見直しがあるとしてもこれを利用する方策を検討しながら引き続き進めていきたいと思っています。あわせて事業者あるいは林業労務者も時々において要望するとか必要とするものが変わってくる可能性もありますのでそれらもあわせて聞き取りしながら、良いものとして活用していただければと考えているところでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 基本的にはそんなに取り組みとしては変わらないということ

理解します。それで、この3つの事業そのものが民有林の手入れされていない山がたくさんあるわけですよね。そういったものをやるためにこの環境税が出来たわけですから、この問題はそれを実行する事業体、またはそれを実際に労働して生産していく、そういったところに関わる人たちがきちんといなければこの事業は税金の初期の目的を達成することはできないわけですよね。そういった意味では、やはり林業事業体やそこに働く人たちの労働条件を向上させて、他の職業に逃げられないようにきちんと林業に特化したうちの村が取り組んでいるようなことをやっていくことが結果的には事業体が育成され、なおかつ労働者が定着して今まで手入れがされていなかった民有林等の事業をやれる生産をする事業体を育成していくとこういうことに繋がっていくわけですから、決して本来の目的にあわない、あっていない使い方をしていてことではなくて、そのへんは堂々と主張して取り組んでいただきたいということで終わります。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 何点か質問させていただきます。

3ページ、最近SDGs騒がれておりますのでそれに向けての宣言かなと思うのですが、「ゼロ・カーボンシティ宣言」令和4年度に行うということで、北海道、上川管内市町村と連携してということではありますけれども、村として具体的に何をしようと、中身を宣言するのかこれが1点。

ページ数5ページ、未来を託す子どもの環境づくりの中に下から7行目ではありますが、総合的に乳幼児から中等教育までの子育て環境整備が必要であり、支援制度の拡充に努め

てまいりますということではありますが、占冠いろいろと子育て支援されておりますけれども、その他にどのような環境整備をして支援制度を広げていくのかそのへんの中身を教えてください。

6ページ、持続可能な地域づくり、地方創生の推進の中で「むらびと条例」現在の占冠村にふさわしいものであり続けているか検証を行いましたと記載されております。そんなに大きく変わるものではないと思いますので、条例ですので、どのくらい何か変化があったのかということ検証が終わっているのか具体的にしているのかなと思いますが、それがありましたら教えてください。

その下のほうに占冠村まち・ひと・しごと創生の中の、ふるさと教育推進授業に取り組むということ記載されております。これは具体的にどのような授業を推進していくのか、教育執行方針と関連してくるのかなと思いますけれども、村としての思いを聞かせてください。

8ページ、担い手対策、それぞれの議員さん聞いておりますけれども、中間に、国の新制度案が公表され、支援対策が拡充されることから、村の単独補助政策の検討を行いますと記載されております。村単独の補助政策ということはどのような政策を考えていらっしゃるのかもお聞きします。

ページ数10ページです。観光振興、道の駅、湯の沢温泉など指定管理者が概ねやっていくことだということですが、それに関連して村も関わっていくということですが、その中の利用促進と顧客満足度の向上、安全・安心な施設環境の確保ということですが、1日目の一般質問にも道の駅のトイレの関係が出ました。湯の沢温泉もトイレの環境が著しく1年以上も使えない状況にあるということも

あります。そのへんの施設環境整備は村が行うということになっているかと思うのですけれども、トイレが使えないっていうのは顧客満足度向上が一段と下がると思っておりますので、そのへん予算には80万修繕費用載っておりますけれども、そのへんでやれるのかどうかちょっと確認させていただきます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時31分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事を続けます。答弁願います。村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをいたします。

大変時間をいただきましてありがとうございます。項目が多かったものですから若干整理時間をいただきました。

まず最初に3ページの「ゼロ・カーボンシティ宣言」でございます。私としては、温室効果ガス排出量と森林などによる吸収量を均衡させるカーボンニュートラル、あるいは企業や家庭から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスを削減して排出量を森林などの吸収分と相殺するゼロ・カーボンとすることは日本的な課題なんだろうと私も考えております。議員おっしゃったとおり先般の町村会総会におきまして、ぜひ管内一緒にゼロ・カーボンシティ宣言はしよう。そして様々な取り組み、地域ごとにやることは違うと思うけれどもそれぞれやれることをやろうということで宣言をしようという全体の確認がもたれたわけでございます。そういった中で、占冠村としては低炭素循環型社会の構築ということで、一つは再生可能エネルギー、うちでも

取り組んでおります木質バイオマスエネルギー、新生産や薪ボイラーといったことの取り組み、あるいは森林等の吸収源対策、森林整備それから択伐再造林による炭素吸収源の若返りといった取り組みをするということはずでにこれまでもやっではいるのですけれども、新たにもやるということで執行方針にも書かせていただきました。そういった意味でこういった宣言をしたいんだということでございます。ゼロ・カーボンシティ宣言の手順なんですけれども、これについては環境省大臣官房環境計画課のほうにゼロ・カーボンシティと表明することを検討しているということをやまず連絡をします。その後に議会、あるいは記者会見、あるいはイベント等で2050年までのCO2排出実質ゼロを目指すという首長宣言をするということで、ゼロ・カーボンシティ宣言については可能であると聞いております。従いまして、私としては6月定例会くらいには、首長としてゼロ・カーボンシティを宣言するんだということを申し上げて、これは議決事項でもなんでもありませんので、ぜひご賛同いただきながらそういった宣言に結び付けていって様々な取り組みを実施していきたいと考えているところでございます。

次に子育て支援の部分で5ページになりますね。5ページの中で総合的に乳幼児から中等教育までの子育て環境整備が必要であり、支援制度の拡充に努めてまいりますということで、これについては先ほど少し触れた新たな事業についても実施をしていくんだということでございます。ここは頭の部分ですので、基本的に「オギャー」と生まれて、学校教育、占冠でいけば中等教育ここまでの支援をすでに様々な形でやっておりますので、これにあわせて時代に即して、必要に求められた内容でそういった支援の拡充を進めていくという

ことの意気込みでありますのでそういう理解をしていただければと思います。

むらびと条例の見直しで6ページになります。これはすでに改正が終わっています。むらびと条例、5年前に制定をされて、これが本当に地域の実態に即した条例になっているのかの点検をしました。委員さんからも様々な意見をいただきながらリモートでの会議もやりながら協議をさせていただきました。そういった中で議会にもご報告をしたとおり、むらびと条例についての改正については、文言修正と第四次総合計画のところ第四次じゃなくなったということの部分がありましてそういったものを具体的に総合計画の部分については12月議会で議決をいただいているというような内容でございます。基本的には、大きな内容変更はないのですが、若干の情勢変化による文言整理をさせていただいたということでございます。

次に6ページのふるさと教育の関係です。ふるさと教育推進授業ということで、令和4年度において計画しております、ふるさと教育推進授業でございますけれども、占冠中学校及びトナム学校後期課程の中学生、後期課程の生徒を対象に本村の取り組みや教育の特徴を踏まえて地域の自然や文化、産業等の教育資源を活用したふるさと教育の視点を持った授業を実施したいということで、そのことにより生徒たちの占冠村に対する理解を深め、郷土愛や誇りを養成するというところでございます。引き続き北海道大学の教授をお願いをして指導していただくことで実施をするということです。これまでも書いてある、まち・ひと・しごとの中でそういったワークショップ等をテーマは違いますが実施をしております、その総仕上げって訳でもないですが、こういった授業を実施し

たいということでございます。

8ページの担い手対策の中で新規就農に関わる国の助成制度が変更になっております。従来、国が全額を負担していたのですけれども変更になって、新規就農の金額が大きく変わっております。現行ですと1年から3年目が150万、4から5年目が120万ということで最大690万の助成だったのですが、新たな支援策として一括で1千万円を受け取ることが可能になっております。一方で国と地方の折半ということで法的に決まっております、1千万出せば村が500万ということで単独事業になります。国としては担保を取りたいということだと思っております。500万出すのですが、財源的なものは起債等で措置をされるのですが、途中でダメになったときに「誰が金返すの」というような心配があるものだから国としては自治体にその責を一部預けるというような内容なのかなと私は推測しているんです。これ事実かどうかわかりません。ただ推測としては、これまで100%が、自治体に半分ということはある程度自治体にも責任持たすということなんだろうと思います。そういったことから、村単独事業が半分になりますので、そういった支援をしていくということになります。

10ページのそれぞれの村の観光施設含めて先ほども細谷議員から質問の中にもあったように、施設の満足度という部分ではまだまだ不十分かなと私も思っております。それぞれの事業者からこういったところをなんとか直してほしい、あるいはここを改善してほしいという要望はいただいておりますし、お話も聞いておりますけれども、お互いに我慢するところは我慢しながら、修繕するところは修繕して「なんとかやろうや」というような妥協点というわけではないですが、落と

しどころを見つげながら、限られた財政の中で極力お客様が不快にならないように修繕をしながら施設の維持管理を務めていきたいと思っておりますので、十分な内容になっていないご指摘もわかりますけれども、ぜひご理解をいただきたいと思っておりますのでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 3ページの、ゼロ・カーボンシティ宣言、村長自体が宣言することで認められるということですが、最終的には住民も関わることだと思いますので、そのへんどのように住民に浸透させていくのかということを考えてらっしゃるのか、そのところだけお聞きしたいと思えます。

もう1点、観光振興のトイレ云々、施設環境の整備、予算が関わってくることだと思いますがトイレだけは顧客というかお客様のには一番の関心がある施設だと思いますので、なるべくなら優先的な修繕を考えていただきたいと思えます。そのところだけお返事いただければ。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず始めに、ゼロ・カーボンシティ宣言でございますが、もちろん地域一体となってそういうのものに取り組むということは必要でありますし、取り組み方、ゼロ・カーボンの取り組みというのは様々あります。北海道で示しているゼロ・カーボン北海道アクションというのを見ますと、仕事場であるいは会議室で、あるいは買い物するときにはこうしましょう。トイレ、給湯室でできること、車に乗るときはこうしましょう。エレベーターホールではこうします。といったように、それぞれの場所場所で買い物に行けば例えばエコ

バックを持っていきましょうとか。これも一つのゼロ・カーボンになりますので、そういったものが示されておりますから、基本的に首長がゼロ・カーボンシティを宣言しますよと、こういうことでやりますからぜひご協力をお願いしますというのは当然、住民の皆さんにも周知したいと思えますけれども、基本的にはそういったそれぞれがやれるところから協力をいただくということで進めてまいりたいと思っております。

湯の沢のトイレの故障の問題、確認をさせてもらったのですが、指定管理者には村から予算確保するので見積もって村に早く出してほしいということでは言ってあったのですが、現状準備が進んでいないということのようなんですね。再度、そういった問題じゃなくてやはり利用者に不便をかけるものについては早急な対応が必要なんだよということに改めて指定管理者ともお話をして早急な対応ができるように努めてまいりたいと思っております。湯の沢に限らず村の観光施設については利用者が不快にならない修繕等を最大限努力するというので進めてまいりますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで村長の村政執行方針に対する質疑を終わります。ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

---

## ◎日程第1 教育行政執行方針

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。



執行方針に対する質疑を続けます。これから、教育長の教育行政方針に対する質疑を行います。質疑ありませんか。6番、小林潤君。

**○6番（小林 潤君）** それでは1問だけ質問させていただきます。

執行方針4ページ、(7)教育環境等の整備の充実で、具体的な内容5ページの上段にあります。トイレのバリアフリー化に向けた設計業務を実施し、令和7年度までに全校の整備を完了させるということで謳っておりますけれども、バリアフリー化に向けて工事をするとき補助対象になりうるのか。それと令和7年度の完了ということですが、年次的に整備していくのか、そのへんを確認したいと思います。

**○議長（児玉眞澄君）** 教育長。

**○教育長（多田淳史君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

各学校施設のトイレのバリアフリー化につきましてですが、こちらにつきましては、前回12月定例会の中でお話を申し上げておりまして、そこでも教育執行方針の中に盛り込んでいきたいというお話をさせていただきました。このような形で書いております。こちらの計画につきましては、まず令和7年度までに各校順次取り進めていきたいということで5年、6年、7年、各1校ずつという形で考えております。財源につきましては、今のところ公共施設等適性管理推進事業債、こちら起債なんですけれども、こちらのユニバーサルデザイン化事業というものと公立学校施設整備費交付金、こちらが補助金なんです。こちらを今考えております。ただし交付金につきましては、事業規模等がある採択にならない可能性もあるということで起債のほうで今考えております。充当率は90%、交付税措置は30~50%ということですのでち

らを使いながら検討して実施をしていきたいと考えております。

**○議長（児玉眞澄君）** 他に質疑ありませんか。5番、下川園子君。

**○5番（下川園子君）** 5点質問させていただきます。

まず3ページ、(4)の義務教育学校・小中一貫校の充実というところでトマム学校は義務教育学校に移行して5年が経過しましたということで、この義務教育学校に移行するにあたり前期、後期の学級編成等は今後も検討しながらという話だったかと思えます。5年経過して今後学級編成等はどのように考えていくのかあれば伺います。

2点目、4ページ、(6)の学校における働き方改革の推進。こちらの中のスクールサポートスタッフなどの外部人材を活用しながら業務の平準化や効率化を進めていくということですが、こちらスクールサポートスタッフというのは実際どのような業務をしてどういった人材を予定されているのかを伺います。

3点目、5ページ、家庭教育の推進。こちらの中に「ステップアップサポートゼミ」こちらを拡充する。拡大して学びの機会を充実させるということで、実際に中学生の受講回数が増えるということだと思っております。トマムから通う場合は往復の時間等も往復でほしい1時間から1時間30分弱かかるのですが、こういった負担、通うことに対する負担に対してはどのように考えるのかを伺います。

4点目、次ページ6ページの「放課後キッズスペース」についてですが、こちらは以前よりお話させていただいておりますが、トマムでは開催されていないものになります。内容の工夫充実も良いとは思っておりますが、開催されていないトマム地区に関してはどの

ように考えるのか伺います。

最後5点目、(5)の社会教育施設の充実。この下段ですね。施設機能の充実を図るということで、具体的にどういったところを充実させていきますということが決まっていれば伺います。以上です。

○議長（児玉眞澄君）教育長。

○教育長（多田淳史君） それではお答えをさせていただきます。

まず、義務教育学校、トマム学校こちらの前期課程、それから後期課程、こちらの学級編成の考え方ですけれども、こちらについては前期課程6年、後期課程3年ということで当初からこのような形で運営をしてきております。5年経過しまして学校運営協議会ですとか、学校等からの話を聞いておりますと、今のところ特に支障はないというようなことで聞いております。ただこの編成の仕方を変えるべきだというご意見も伺っているところですので、こちらについてはもう少し検討が必要になってくるかなと思っておりますので、9年間の連続性を持たせるというところで考えますと、ある程度見直しも必要かとは思っております。現場の意見等を聞きながら検討はさせていただきたいと思っておりますが、来年度、令和4年度に関しましてはそのまま行く形になるかと思います。検討しながらということになります。

スクールサポートスタッフの関係になります。こちらにつきましては、従前からスクールサポートスタッフ、名前は変わってきておりますけれども、学校支援員ですとか、そのような形で学校の中に入らせていただきまして先生の授業のお手伝いですとか、コロナ禍にあって教職員の負担を減らすということで消毒作業ですとか、そういうものを手伝っていただくということで、雇用をしているところ

でございます。スクールサポートスタッフにつきましては道のほうで募集がかかりまして、道のほうからお金が出ているという形です。その不足分を村で補っております、単独で雇用するような形で学校の運営の中に入ってきていただいているというところでございます。令和4年度に関しましては、スクールサポートスタッフとしましては今のところ2名を予定しております。ただ学校支援員と兼務をさせていただきますので、純粹には2名、学校支援員2名、兼務でスクールサポートスタッフ、それから特別支援に関する支援員こちらも2名予定をしていて合計4名を学校に配置させていただきまして、各学校に割り当てまして運営をさせていただきたいと考えております。

続きまして、ステップアップサポートゼミの関係になります。こちら令和4年度から中学1年生、2年生の授業に関して隔週だったものを毎週に拡大をするということにしております。トマム地区から通ってきていただいている生徒に関しましては送迎を委託して今までやってきたところなんですけど、非常に子どもたちの負担が大きいと。帰りが遅くなりますのでクタクタの状態で帰るということで負担が大きいということは承知しているところです。それでこれに関してステップアップサポートゼミの委託先ともいろいろと検討させていただいて、オンラインによる授業を可能にするということです。これに関して特に費用が発生するものでもないということで、トマムのお子様に配慮した形で、オンラインで授業をやっていくということで取り進めているところでございます。仮に通い、今後またそのようなものが必要になる場合はこちらで委託をしてまた送迎をするという形をとるのか、若しくは時間帯を変更するのか、それ

ともトママで開催をするのか、というところについては今後そのような事例が出てきた場合に検討させていただきたいと思いますが、現時点ではオンラインで個別に対応していくということで今実施をしようというところでございますのでご理解いただきたいと思います。

キッズスペースになります。放課後キッズスペースにつきましては、トママ地区では行っていないというお話でございますが、こちらについては中央小学校において行っているものがございますが、当然トママ地区でも放課後キッズスペースを行っていくべきだと考えております。こちらについては、このご要望等を整理しながら実施できるような形で検討させていただいて早急に実施していきたいと思っております。情報の整理をさせていただきながら実施をさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、社会教育施設の充実ということで、機能の充実ということで今考えているものについて、特にここを新設するというものはございません。財源に限りがございますので、その中で必要な箇所について修繕等を行っていきながらご不便をおかけしている部分等について補っていくというような形で当面は運営していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 私からは1点。2ページ(1)確かな学力の向上。小学校の算数において課題がみられる領域がありましたとありますが、この課題とはどういった課題なのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをさせてい

たきます。

今回、令和3年度の全国学力・学習状況調査、こちらの中で国語と算数、数学です。こちらを実施しておりますが、この中で小学校の算数、こちらが全道・全国正答率の平均値を若干下回ったというところがございますが、内容につきましては算数の図形に関する問題、それから測定に関する問題、そして変化と関係というところで正答率が若干、例で上げますと全道で72.5%なんです、本村におきましては71.2ということですので、約1ポイント下がって、本当に若干なんです、というような形になっておりまして、こちらを基に授業の改善ですとかそのところを図っているというところがございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 2ページになります。(2)豊かな心と健やかな体を育む教育の推進の中の基本的な倫理観や模範意識の次、生命の大切さや思いやりの心、美しいものに感動する心や自己肯定感を醸成させるためという文言入っております。こちらを読みますと正に机の前、パソコンの前で学ぶ話じゃなくて、五感教育なのかな、体験教育なのかな、ということだと思いますが、本村において具体的にこの重要な教育だと思うのですが、こちらに関する体験、体感教育ってというのはどのように推進するつもりなのか伺います。

次です。6ページになります。(4)芸術文化活動振興と文化財の保護の中で、中段以下のところに、自主グループ、文化団体への支援を継続するとともにというところの文言のところで、要するに今もやっているんだと思いますが、具体的に芸術文化の振興策の中のこういった自主グループ、文化団体への具体

的な本村におけるそういった自主グループまた文化団体ってどのようなものを対象に、どのように推進を進めるのか、そこの中身をお伺いしたい。

その流れで、次の7ページの上段の、また、占冠村の埋蔵文化財や郷土資料等、地域に残された貴重な歴史資料の保護の文言のくだりですが、こちらについては従来からの大事なテーマなのかなと思います。令和4年度における具体的な取り組み推進策について伺いたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。

まず、豊かな心と健やかな体を育む教育の中のこの基本的なからの文言でございます。こちら道徳教育と関連しているところではございますが、こちらの議員おっしゃるとおりですが、机上だけではなく経験等々を有するような、体験を有するような授業を行っていくということ、それから自分で考える、それと多様性のある意見に触れていくという考えのもとからこのような表現をさせていただいておりますが、こちらについてはふるさと教育とも関係をしてまいりますので、体験型ですと川の学校ですとかそういうものになってくるかと思えます。また、清流大学とのふれあい授業、こちらのほうで地域との交流、地域の一員としての役割を考えていただくというような形で授業を行っていきたくと考えております。

続きまして、芸術文化活動の関係になります。自主グループ、それから文化団体、こちらですけれども、自主グループこちらにつきましては、自主創造プログラム、こちらのほうを継続して今行っているところでございますが、こちらの授業をしていくにあたりまし

て、いろいろなグループ、団体からの申請がございます。例えばヨガの関係ですとか、そういう形でいろいろ皆さん考えられて、自主的に自主創造プログラムの中で活動をしていただいているというところですので、各団体に対しまして支援をしていきたいと思っております。文化団体につきましては、文化連盟に入っていられる団体様ということになりますけれども、こちらにも補助金を毎年出しております。神楽ですとか課題となっているのは太鼓の関係にはなりますけれども、現時点においては、神楽の活動が活発になっておりますし、その他の文化団体の方たちも積極的に活動していただいているということで、文化連盟等への団体に対しての支援を継続するというところで思っております。

郷土資料の関係になります。こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり課題となっている資料館等の考え方になってまいります。こちらにつきましては、こちら12月の定例会において答弁をさせていただいておりますが、村民の皆さまのお力を借りながら、今整理されていないもの、整理されているものも、改めて見直すということで郷土資料館をより良いものにしていきたくと考えております。村民の皆さまにもご協力を仰ぐのですけれども、清流大学こちらの中でもいろいろなお知恵をいただきながら取り組んでいきたく。令和4年度については、今使用が不明なものですとかそういうものもございますので、そういうものについて皆さまにご意見というかお知恵を貸していただいて、それらを整理してできれば資料館の展示方法、そういうところも手をつけていきたくと考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 最後の回答いただき

ました。(4)ですね。自主グループ、文化団体への具体的な団体支援という言葉でご説明ありました。そこで、こちらについて制度の整備等々またできる支援策のお金等の拠出等々は支援されているとは思いますが、具体的に文化芸術の推進なんて話になると自分たちもある程度1歩踏み込んで体験してみたり、そのまま団体に入れという話ではないですけれども、もう1歩踏み込んだ活動も重要なかなと思いますので、そのへんの例えば教育長自らなのかスタッフの方なのか、そういう方も具体的その活動のところに足を運び、また問題点、何か気づく点があれば情報収集するような活動をするお考えあるのかが1点。

もう1点の令和4年は資料のいろいろ課題、整理をし、次のステップへというようなご回答いただきました。こちらについて、従来から各議員の方からもいろんな意見出ているように、やはり一番重要なところは行政サイドだけで動かないで、民の力、各村民、その他の力も必要に応じてどう巻き込んで行政と住民との一体となった取り組みで継続的に取り組んでいけるような発想というか成果にしていかなきゃ持続していかないというのが一つのテーマとしても、課題として見えているので、そのへんの取り組みを令和4年に行政サイドじゃなくて住民を巻き込んだところまで踏み込むつもりがあるのかについて伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君）教育長。

○教育長（多田淳史君）お答えをいたします。

文化団体等に関しましては、各団体ございますけれども、できれば私も足を運ばせていただいてその中でご意見等伺いしながらお手伝いできるものについてはお手伝いをしていきたいと考えております。

郷土資料の関係につきましては、先ほど言葉足らずだったかもしれないですけども、令和4年度につきましては住民の皆さんのお力を借りたいと考えております。ある方からは、郷土資料についてはその歴史を知っているのは今しかないんだと。今聞くしかないんだと。これから先だとなかなか皆さん高齢化が進んでいるので、その事情を知っている方たちがどんどん少なくなっていくから、今すぐにでもやらなければいけないというようなお話もいただいておりますので、ぜひそのような機会を持って郷土資料のほうの手続きを進めていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君）他に質疑ありませんか。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君）2点ほど質問させていただきます。

2ページから3ページ、情報活用能力の育成と国際理解教育の推進の中の、今学校で児童生徒1台ずつ端末が支給されて、ICT機器利用されてコロナ禍においてはオンライン授業も進められているということになっているようですが、そこで新聞報道、テレビなんかでも言われてるのですが、画面ばかり見ているので視力低下というのが問題視されるようになってきています。学校訪問、支援活動で入りますが子どもたちよく利用されているんですね。そこで教育委員会から時間制限設けるということにはならないのかもしれませんが、視力低下に向けた何か方策等々考えていただけるのか。教職員と協議しながらのことになるんだろうなと思うけれども、そのところ問題視させていただきたいと思います。

ページの4から5にかけての教育環境等の整備の充実。先ほどトイレのバリアフリー化

3年かけてやるということでも良かったなと思いますし、避難所の関係もございますので、トイレは問題化されていまして、バリアフリーのこれから設計業務実施ということでその中にジェンダーという文言が入る設備をしていただけたらなと思います。表面に出ていまして、どれだけのことが起こりうるかわかりませんが、改修するにあたってなら、そういうものも含めての設計業務をしていただけたら問題が起こり得ないのかなと感じました。

それともう1点、先ほどから文化財云々、清流大学を含めて資料整理していきたいということですが、今回物産館の下にネクスコが入る予定になっているかなと思うのですが、まだ確定じゃないと思いますが、2階の資料、業者さんが利用するということになると資料的なものを見に行く段階にはならないのかなと感じたんですね。それをどういうふうにするかっていうこともちょっと確認したいなと思ったのですがいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをさせていただきます。

まずICTの関係、一人1台端末こちらの関係になりますけれども、今現在、端末整備終わっております、本村においては更新という形にはなっておりますけれども、中学校においては持ち帰りを実施しております、週末等の持ち帰りも実施、それからコロナにおいて休校になった際の授業にも役立っているというところでございます。おっしゃるとおり視力低下が気になるところでございますが、端末の使用にあたっては持ち帰った場合、利用の制限というのは今のところ、今緊急で持ち帰ってもらっているのも特にルールを与えていないのですけれども、これからずっと一

人1台端末を持ち帰るということに関しましては、ルールを作った中で運用していこうと考えておりますので、当然使用時間については制限をさせていただこうと思っております。それが、何時間が妥当なのかというのは、これから学校等々話をしていくことになると思うのですけれども、そのへんは制限をかけていく形になると思います。それから視力に直接となれば、画面を見ることになりますのでブルーライトをカットするような措置も必要かなと思っておりますので、そのへんが画面のフィルムなのか、眼鏡なのかというところがありますけれども、そのへんも検討させていただいて実施をしていきたいと考えています。

トイレの関係になりますが、こちらについては今のところ具体的にどこをどうするというような案はまだございませんので、当然設計の段階でバリアフリー、そして障がい者トイレの新設みたいなのも考えているものですから、その中でそういった工夫をしながら使えるような形で実施していきたいと思っております。

物産館の関係ですが、物産館の1階の空いている部分、これにつきましては事業所にお貸しするような話も聞いておりますが、そのへん確定しているという話は私のほうでは承知していません。それから、2階の食堂についてもまだというところでございますので、おっしゃるとおりあそこに資料室があるだけでは、なかなか人が来ていただけるのかというところですが、私どもとしましては立ち寄っていただけるような工夫をしながら、なんとか今のあの場所を維持していきたいと考えています。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。  
これで教育長の教育行政執行方針に対する質疑を終わります。

---

### ◎日程第2 議案第1号

○議長(児玉眞澄君) 日程第2、議案第1号、調停条項の一部を変更することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、調停条項の一部を変更することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。  
したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第3 議案第2号

○議長(児玉眞澄君) 日程第3、議案第2号、財産の減額譲渡についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、財産の減額譲渡についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。  
したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第4 議案第3号

○議長(児玉眞澄君) 日程第4、議案第3号、占冠村行政財産の目的外使用に関する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長(児玉眞澄君) 5番、下川園子君。

○5番(下川園子君) こちらの条例内の使用料について1点伺いたいのですが、議案書29ページの中に使用料の別表第3条関係というところで別表載っているのですが、この中の建物と工作物に関する使用料の目安というのは特に何もないのでしょか。その目安があれば伺いたいです。

○議長(児玉眞澄君) 総務課長。

○総務課長(三浦康幸君) 下川議員のご質問にお答えをいたします。

建物につきましては、現行の例えばこちらの総合センター管理条例ですとか、コミュニティセンター管理条例などで、一定の部屋の

使用料というのが決められておりますので、そちらのほうを尊重してまいりたいと考えてございます。

工作物につきましては、基本的には看板のようなものを想定しておりますので、占冠村が所有している看板というのは非常に数が少ないということで、今のところ特に想定しているものはございません。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 工作物の看板についてですが、もし発生すればその都度作っていく、料金とかも計算していくということになると思うのですが、一般的に貸し出す際にはどのくらいの料金です、というものでは把握はされているのですか。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） この条例の検討するときにあたっては、他市町村の単価について調査させていただいているところなんです。手元に数字がないものですから、具体的な数字は本日お答えすることはできません。申し訳ございません。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村行政財産の目的外使用に関する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議

ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第5 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、議案第4号、交流促進施設双民館の設置及び管理に関する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、交流促進施設双民館の設置及び管理に関する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第6 議案第5号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第5号、占冠村一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定することについての件を議題とします。



これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、占冠村一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第7 議案第6号

○議長(児玉眞澄君) 日程第7、議案第6号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、占冠村議会議員の議

員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第8 議案第7号

○議長(児玉眞澄君) 日程第8、議案第7号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決しました。

---

**◎日程第9 議案第8号**

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第8号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決しました。

---

**◎日程第10 議案第9号**

○議長（児玉眞澄君） 日程第10、議案第9号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第9号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決しました。

---

**◎日程第11 議案第10号**

○議長（児玉眞澄君） 日程第11、議案第10号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。  
したがって議案第10号は原案のとおり可決  
しました。

---

### ◎日程第12 議案第11号

○議長(児玉眞澄君) 日程第12、議案第11  
号、占冠村公共施設の暴力団排除に関する条  
例の一部を改正する条例を制定することにつ  
いての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。1番、大谷元江君。

○1番(大谷元江君) 確認なんです、内  
容のほうで追加施設の名称「道の駅自然体感  
しむかつぶ」というのが加わるということ  
ですが、それに加えて削除する施設「占冠村シ  
ョッピングモール」「占冠村生活情報センタ  
ー」これは道の駅に含まれているものとして  
「自然体感しむかつぶ」に含まれるという意  
味で削除されるのかだけ確認したいと思いま  
す。

○議長(児玉眞澄君) 総務課長。

○総務課長(三浦康幸君) 大谷議員お見込  
みの通りでございます。以上です。

○議長(児玉眞澄君) 他に質疑はありませ  
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ  
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、占冠村公共施設の暴  
力団排除に関する条例の一部を改正する条例

を制定することについての件を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議  
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。  
したがって議案第11号は原案のとおり可決  
しました。

---

### ◎日程第13 議案第12号

○議長(児玉眞澄君) 日程第13、議案第12  
号、占冠村営住宅管理条例の一部を改正する  
条例を制定することについての件を議題とし  
ます。

これから質疑を行います。質疑はありませ  
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませ  
んか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、占冠村営住宅管理条  
例の一部を改正する条例を制定することにつ  
いての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議  
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。  
したがって議案第12号は原案のとおり可決  
しました。

---

### ◎日程第14 議案第13号

○議長(児玉眞澄君) 日程第14、議案第13

号、上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第13号、上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎休会

○議長(児玉眞澄君) お諮りします。議事の都合により、3月11日から3月14日までの4日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。したがって3月11日から3月14日までの4日間を休会とすることに決定しました。

---

### ◎散会宣言

○議長(児玉眞澄君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。これで本日の会議を

閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後1時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年4月5日

占冠村議会議長                      児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員                      細 谷           誠

占冠村議会議員                      下 川 園 子

令和4年第2回占冠村議会定例会会議録（第4号）

令和4年3月15日（火曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1	議案第22号	令和4年度占冠村一般会計予算
日程第2	議案第23号	令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
日程第3	議案第24号	令和4年度村立診療所特別会計予算
日程第4	議案第25号	令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計予算
日程第5	議案第26号	令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計予算
日程第6	議案第27号	令和4年度占冠村介護保険特別会計予算
日程第7	議案第28号	令和4年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第29号	令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算
日程第9	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第10	意見書案第1号	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書
日程第11	意見書案第2号	北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書
日程第12	意見書案第3号	水田活用の直接支払交付金制度見直しを求める意見書
日程第13	決議案第1号	ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議
日程第14		閉会中の継続調査申出

○出席議員（7人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	藤岡幸次君		3番	五十嵐正雄君
	4番	細谷誠君		5番	下川園子君
	6番	小林潤君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	小尾雅彦	林業振興室長	根本治
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	木村恭美	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	阿部貴裕
職員厚生担当係長	坂本龍哉	財務担当主幹	鈴木智宏

税務担当主幹	佐々木 智 猛	企画担当主幹	竹内 清 孝
商工観光担当主幹	橘 佳 則	農業担当主幹	杉岡 裕 二
林業振興室主幹	高 桑 浩	建築担当主幹	嵯峨 典 子
環境衛生担当主幹	後 藤 義 和	戸籍担当主幹	佐久間 敦
国保医療担当主幹	小 瀬 敏 広	保健予防担当主幹	岡 本 叔 子
村立占冠診療所主幹	上 島 早 苗	社会福祉担当主幹	野 原 大 樹
介護担当主幹	細 川 明 美	子育て支援室主幹	森 田 梅 代
(教育委員会)			
教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	平 川 満 彦
学校教育兼総務担当主幹	松 永 真 里	社会教育担当主幹	蠣 崎 純 一
(農業委員会)			
事 務 局 長	小 尾 雅 彦		
(選挙管理委員会)			
書 記 長	三 浦 康 幸		
(監査委員)			
監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	下 川 園 子
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 崎 至 可	事 務 補	三ツ谷 陸 翔
---------	---------	-------	---------

---

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

---

◎日程第1 議案第22号から日程第8 議案第29号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第22号、令和4年度占冠村一般会計予算の件から、日程第8、議案第29号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題とします。

本件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、大谷元江君。

○予算特別委員長（大谷元江君） 予算特別委員会から審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は3月9日付け、議長を除く議員全員をもって設置され、議案第22号から議案第29号まで、8件の議案審査の付託を受けまして、3月14日審査を行いました。

審査に当たっては、各会計の適正な執行の観点から質疑、討論が行われました。討論終了後、議案ごとに起立により採決を行った結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、別紙、委員会審査報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

審査中に述べられました意見を十分留意され、予算の適切な執行に当たられますようお願い

いを申し上げ、審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（児玉眞澄君） 慎重な審議大変ご苦労様でした。これで委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。ただいまの委員長の報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論終わります。

これから、議案第22号、令和4年度占冠村一般会計予算の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（全員起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって議案第22号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第23号、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（全員起立）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって議案第23号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第24号、令和4年度村立診療所特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。



議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(全員起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって議案第24号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第25号、令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(全員起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって議案第25号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第26号、令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第26号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(全員起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって議案第26号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第27号、令和4年度占冠村介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(全員起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって議案第27号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第28号、令和4年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第28号は委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の諸君は起立願います。

(全員起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって議案第28号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第29号、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(全員起立)

○議長(児玉眞澄君) 起立多数です。

したがって議案第29号は委員長の報告のとおり可決しました。

---

## ◎日程第9 諮問第1号

○議長(児玉眞澄君) つづいて、日程第9、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(田中正治君) 議案書165ページになります。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年3月8日提出。占冠村長、田中正治。

記、住所、占冠村字中央。氏名、多田智恵。昭和43年11月30日生まれ、現在欠員となっていた人権擁護委員について新任委員候補者として多田智恵氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

同氏はこれまで20年近く介護職員として従事し、様々な介護支援や相談対応などを行って

きました。また、令和3年からはファミリーサポートセンターの会員として有償ボランティア活動を通じ、高齢者の生活の安定に寄与しています。高齢者や障がい者に対する理解と配慮があり、誠実な人柄であるため地域住民の信頼も厚く適任と考えております。なお、同氏の経歴につきましては裏面のとおりでございます。任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日まででございます。以上ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は、適任と認めることに決定しました。

---

### ◎日程第10 意見書案第1号

○議長（児玉眞澄君） 次に、日程第10、意見書案第1号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の件を議題とします。

趣旨説明を求めます。大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 意見書案第1号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を

提出いたします。

令和4年3月15日提出。提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、小林潤。賛成者、同、藤岡幸次。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書。

北海道内では、定期的には実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し長期的には昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が更に水産漁業者の不安を増幅させている。また、昨年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、今後の漁に大きな不安を生じさせている。

よって国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

記、1、カーボンニュートラルの実現を着実にやること。2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。3、被害対策の策定と支援を行うこと。4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。6、コロナ禍において、飲食店自主規制により

魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月15日、北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。

意見書提出先、衆議院議長他記載のとおりでございます。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第1号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第11 意見書案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第11、意見書案第2号、北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の件を議題とします。

趣旨説明を求めます。下川園子君。

○5番（下川園子君） 意見書案第2号、北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和4年3月15日提出。提出者、占冠村議会議員、下川園子。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、五十嵐正雄。

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書。

こちら一部省略し読み上げて提出いたします。てん菜は、北海道農業の輪作の基幹作物として重要な役割をはたしています。てん菜生産に作付け制限を強いるのではなく、砂糖の輸入を減らし、国産砂糖を守る政策に転換することが必要です。よって次の対策を強く求めます。

記、1、てん菜交付金対象数量64万トンの枠を撤廃し、生産者が意欲を持っててん菜生産に取り組めるように支援を強めること。2、国内産糖製造事業者への支援を強めること。3、農業基本計画の食糧自給率引き上げに向けて、国の責任で輸入調整金の収支の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

令和4年3月15日、北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。

意見書提出先、衆議院議長以下記載のとおりです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第2号、北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第12 意見書案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第12、意見書案第3号、水田活用の直接支払交付金制度見直しを求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 意見書案第3号、水田活用の直接支払交付金制度見直しを求める意見書。

このことについて別紙のとおり意見書を提出します。

令和4年3月15日提出。提出者、占冠村議会議員、藤岡幸次。賛成者、同、細谷誠。賛成者、同、下川園子。

この度、国において令和4年度から水田活用の直接支払交付金制度見直しが行われ、今後5年水稻の作付がなければ交付金対象から除外されるというような非常に厳しい内容が提示されました。

この事から今後次世代への経営移譲が進まない、耕作放棄を招くことが想定されるなど、非常に本村農業経営の圧迫、生産意欲の減退など地域コミュニティの崩壊など懸念されます。

以下、記載のとおり地域農業の混乱起きないよう慎重な対応を強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月15日、北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。

意見書提出先、衆参議長他記載のとおり。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第3号、水田活用の直接支払交付金制度見直しを求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 決議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 続いて、日程第13、決議案第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議の件を議題とします。

趣旨説明を求めます。4番、細谷誠君。

○4番（細谷 誠君） 決議案第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議。

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月15日提出。占冠村議会議長児玉眞澄様。

提出者、占冠村議会議員、細谷誠。同、大谷元江他記載のとおりでございます。

決議案理由、ロシアによるウクライナ侵攻は2週間を経過し、一般市民への被害が増え続けている。国内外からの多くの非難、抗議の決議がなされており、当議会においても一日も早いウクライナの平和回復を願うものです。

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議文。

本年2月24日、ロシアはウクライナへ軍事侵攻を行い、さらに核兵器使用について言及し、国際社会を挑発している。

このことは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、被爆国である日本国民と

して、また、ロシアと国境を接する北海道民として、「平和の村宣言」で世界の恒久平和を誓っている占冠村民としても断じて容認することができない。

我々、占冠村議会は、国際秩序への挑戦とも言える今回のロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。以上決議する。

令和4年3月15日、北海道勇払郡占冠村議会。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、決議案第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 閉会中の継続調査・所管事務調査 申出

○議長（児玉眞澄君） 次に日程第14、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

両委員長から申し出のとおり閉会中の継続

調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって両委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の議決

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。

本定例会に付された案件は全て終了しました。

したがって会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） これで、本日の会議を閉じます。令和4年第2回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年4月5日

占冠村議会議長            児 玉 眞 澄

(署名議員)

占冠村議会議員            細 谷        誠

占冠村議会議員            下 川 園 子